

令和4年第3回阿波市議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 令和4年9月9日

招集場所 阿波市議会議場

出席議員（20名）

1番 黒川理佳	2番 檜原浩二
3番 野口加代子	4番 竹内政幸
5番 原田健資	6番 武澤豪
7番 北上正弘	8番 後藤修
9番 坂東重夫	10番 藤本功男
11番 笠井安之	12番 中野厚志
13番 笠井一司	14番 檜原伸
15番 松村幸治	16番 吉田稔
17番 木村松雄	18番 阿部雅志
19番 原田定信	20番 三浦三一

欠席議員（なし）

会議録署名議員

15番 松村幸治	16番 吉田稔
----------	---------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

市長 藤井正助	副市長 町田寿人
副市長 木下修一	教育長 高田稔
企画総務部長 坂東孝一	市民部長 矢田正和
健康福祉部長 稲井誠司	産業経済部長 岩野竜文
建設部長 高田敬二	水道部長 大森章司
会計管理者 岩佐賢二	教育部長 森友邦明
危機管理局長 吉川和宏	企画総務部次長 森克彦
市民部次長 林英司	健康福祉部次長 小松隆
産業経済部次長 岡本正和	建設部次長 笠井和芳
教育部次長 佐藤正彦	教育部次長 酒巻達也
吉野支所長 松村栄治	土成支所長 住友勝次
阿波支所長 大塚清	水道部次長 吉岡宏

農業委員会事務局長 相原 繁喜

監査事務局長 坂東 明

財政課長 大倉 洋二

職務のため出席したものの職氏名

議会事務局長 猪尾 正

事務局議事総務課長 松永 祐子

事務局議事総務課長補佐 藤岡 知寛

議事日程

- 日程第 1 市政に対する一般質問
- 日程第 2 議案第 4 1 号 令和 3 年度阿波市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 議案第 4 2 号 令和 3 年度阿波市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 議案第 4 3 号 令和 3 年度阿波市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 議案第 4 4 号 令和 3 年度阿波市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 議案第 4 5 号 令和 3 年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 議案第 4 6 号 令和 3 年度阿波市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 議案第 4 7 号 令和 3 年度阿波市御所財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 議案第 4 8 号 令和 3 年度阿波市水道事業会計決算認定について
- 日程第 10 議案第 4 9 号 令和 4 年度阿波市一般会計補正予算（第 5 号）について
- 日程第 11 議案第 5 0 号 令和 4 年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 12 議案第 5 1 号 令和 4 年度阿波市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 13 議案第 5 2 号 阿波市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第 14 議案第 5 3 号 阿波市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第 15 議案第 5 4 号 阿波市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部改正について

日程第 1 6 議案第 5 5 号 阿波市工場立地法地域準則条例の一部改正について

(日程第 2 ～日程第 1 6 質疑・付託)

午前10時00分 開議

○議長（笠井一司君） 現在の出席議員は20名で定足数に達しており、議会は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしてあります日程表のとおりです。

これより本日の日程に入ります。

~~~~~

### 日程第1 市政に対する一般質問

○議長（笠井一司君） 日程第1、市政に対する一般質問を前回は引き続き行います。

まず初めに、11番笠井安之君の一般質問を許可いたします。

11番笠井安之君。

○11番（笠井安之君） おはようございます。議席番号11番笠井安之でございます。

令和4年第3回阿波市議会定例会の一般質問をさせていただきます。

今回の私の質問は、阿波市内における空き家状況について、阿波市上水道の現状について、以上2件でございます。

まず初めに、阿波市内における空き家状況について質問したいと思います。

阿波市は、空き家問題の解消に向けて、様々な施策を講じてきております。しかし、過疎化が進む本市においては、空き家の戸数は増加する一方であるとともに、老朽化が進めば、災害時の家屋倒壊や周辺道路の通行の妨げにもなりかねない空き家数が増加する一方でございます。平成30年の住宅・土地統計によりますと、全国の総住宅数約6,240万7,000戸のうち空き家数は849万戸で、住宅の7戸に1戸が空き家という状況になっているようです。民間予測によりますと、令和15年には空き家数は約2,150万戸、全住宅の3戸に1戸が空き家になってしまうとの予測がなされております。空き家が発生する最も一般的な原因は、自宅を所有する高齢者が老人ホームなどの高齢者住宅や子どもの住む家に同居するために転居することが要因だということでもあります。また、2025年問題と言われる令和7年以降は、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となり、我が国が超高齢化社会になると言われております。高齢者の増加に伴い空き家が増えることが考えられます。特に、商業施設や公共施設から遠い、利便性のよくない地域では、空き家が急速に増加することが予想されています。空き家が増えるということは、その地域に

住む人が減少するということであります。そうすると、スーパーマーケットや銀行などの金融機関及び医療機関など生活に欠かせない施設もなくなってしまうことが考えられ、地域の魅力を低下させてしまう原因となってまいります。国は、平成26年に、空き家がもたらす問題に対応するため空き家等対策の推進に関する特別措置法を公布し、平成27年に全面施行しております。阿波市では、平成30年に特別措置法に基づき阿波市空き家等対策計画を策定し、空き家の適切な管理や発生の防止などの空き家対策に取り組み始めて数年が経過している現在の状況をお聞かせいただきたいと思います。

そこで、1つ目の質問として、阿波市内の空き家の戸数はどれくらいあるのか、2つ目として、市内の空き家のうち老朽危険空き家の戸数はどれくらいあるのか、3つ目として、市内老朽危険空き家に対する課税状況はどうなっているのかについてお伺いいたします。

○議長（笠井一司君） 高田建設部長。

○建設部長（高田敬二君） おはようございます。

笠井安之議員の一般質問の1問目、阿波市内における空き家状況について幾つかのご質問をいただいておりますので、順次答弁させていただきます。

近年、全国的に空き家が増加し大きな社会問題になっており、とりわけ適切な管理がされず放置されたままの空き家は、地域住民の暮らしの安全・安心を阻害しかねない、いわゆる空き家問題として危惧されております。空き家問題の第一要因は、所有者などの適正な管理義務意識の低下と放置することによる周辺環境に与える影響への認識不足によるものとされています。

空き家の現状としましては、総務省が調査対象世帯などを抽出し実施した平成30年の住宅・土地統計調査によりますと、毎年増加傾向である空き家は、昭和63年から平成30年までの30年間で約455万戸増加し、さきに議員がお話しされましたとおり、平成30年の空き家は、昭和63年の約394万戸の2倍を超える約849万戸であり、全国の住宅総数約6,241万戸に対する空き家率は13.6%と、過去最高になっております。この調査における徳島県の空き家率は19.5%と、山梨県、和歌山県、長野県に次いで4番目に高い空き家率になっています。また、本市の空き家率は18.1%で、徳島県内8市において、阿南市、徳島市に次いで3番目に低い空き家率になっていますが、全国平均と比較しますと、4.5ポイント上回っております。

議員ご質問の1点目、阿波市内の空き家の戸数についてですが、本市では、総務省の調

査とは別により、より詳細に空き家の状況を把握するため平成29年度に市独自で市内全域の建物を対象とした実態調査を実施しており、その際に1,413戸の空き家を確認しております。

また、2点目の市内の空き家のうち老朽危険空き家の戸数につきましては、本市の実態調査により確認した空き家を老朽度により4段階に分けており、再利用可能な空き家は889戸、当面の危険性は少ない空き家は344戸、建物が一部損傷している空き家は122戸、議員お話しの修繕や解体などの緊急性が高い老朽危険空き家は58戸になります。この結果を基に、空き家の所有者や管理者に自らの責任と自覚を持って適切な管理をしていただくため、阿波市空家等対策の適正管理に関する条例及び阿波市空家等対策計画を策定し、平成30年4月から施行、運用しており、本市の広報あわやホームページへの掲載、固定資産税の納税通知書送付時に啓発パンフレットを同封するなど、適切な空き家の維持管理の重要性の周知に努めております。現在運用しております空家等対策計画は、平成30年から令和4年度までの5年間の計画期間となっており、本年度において計画を見直す必要があるため、8月から阿波市内全域の住宅などを対象とした空家等実態調査を実施しております。この空き家の実態調査は、本市の空き家対策を進める上で正確な空き家の実態把握を行い、増加する空き家の発生を抑止し、適正な対策と措置を講ずるための必要な調査です。

次に、3点目の市内老朽危険空き家に対する課税状況についてですが、固定資産税は、原則全ての土地や家屋が課税対象となっており、空き家を所有する方にも納税義務が発生します。なお、地方税法において住宅やアパートなどの敷地として利用される住宅用地については税金が軽減される特例措置が規定されており、古い家屋や老朽危険空き家であっても住宅と認定することにより、課税標準額を最大6分の1の額とする住宅用地の特例が適用されております。本市では、空き家対策は重要施策の一つと捉え、今後も引き続き空き家の所有者や管理者に対し適切な管理を促すとともに、空き家問題について庁内で組織する空家等対策委員会を中心に関係各課と情報を共有しながら、幅広い視点で問題解決に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 笠井安之君。

○11番（笠井安之君） 高田建設部長よりご答弁をいただきました。

空き家は近年増加しており、所有者の適正な管理義務意識の低さと周辺環境に与える影

響への認識不足により適切な管理がなされないままの空き家は、地域住民の暮らしの安心・安全を阻害しかねない空き家問題として危惧されている。空き家の戸数については、平成30年の住宅・土地統計調査の結果では、全国の総住宅数約6,241万戸のうち、空き家数は約849万戸で、空き家率は13.6%と、過去最高になっており、昭和63年の統計調査結果と比べると、30年間で455万戸で、約2倍にも増加していることから、全国的に大きな社会問題となっているとのことでありました。阿波市の空き家率は18.1%で、県下8市において3番目に低い空き家率となっているものの、徳島県の空き家率が19.5%となっており、全国で4番目に高い空き家率となっていることから、空き家問題は私たちの身近な問題であることも認識いたしました。平成29年度に、市独自で市内全域の建物を対象とした実態調査では1,413戸の空き家があり、老朽度により4段階に分類しているとのことでありました。市内に存在する空き家のうち、緊急性が高い老朽危険空き家の戸数も58戸あるとのことでありましたが、地域住民にとって、これからの台風シーズンや地震などの災害時の不安材料として心配されているものと思います。市としても、空家等対策計画を見直すため、阿波市全域の住宅を対象とした空家等実態調査が本年8月から実施されており、その結果を基に適正な対策や措置を講じていくものになると思いますが、空き家の所有者や管理者の方々のご理解とご協力をいただきたいと思っております。また、空き家の所有者や管理者に対しては、自覚を持って適切な管理を行っていただけるように、今後も各種補助事業制度などの周知徹底をお願いしたいと思います。

3点目の老朽危険空き家に対する課税状況は、課税基準に基づき納税義務が発生します。地方税法において住宅やアパートの敷地として利用される住宅用地については税金が軽減される特例措置があるため、老朽危険空き家なども、住宅に認定されることにより課税標準額の最大6分の1の額に軽減されるとのことでありました。しかし、この制度があるために、空き家や老朽危険空き家が減少しないどころか、増加している原因でないでしょうか。したがって、この制度の見直し改正を望みたいと思うとともに、市としても国に対して提言をお願いしたいと思います。

毎年のように増加を続ける空き家ですが、私の元へも、市内外の方から空き家に対する情報の提供を求められることがあります。その都度該当する地区の空き家情報を聞き取りをしていますが、私の持つ情報では、なかなか借手の条件に合致した物件は見つかりません。そんなときに、空き家に関するデータベースを利用して情報の提供ができればいいと

思いました。また、実際に空き家を見つけて現地へ出かけてみると、実際には雨漏りがあったり、水回りが漏水したりと、不具合が多く見られて、なかなか契約の合意に至らないことがほとんどであります。すなわち、貸手側と借手側の条件の隔たりを埋めることで、一戸でも多くの空き家の有効利用につながっていくのではないのでしょうか。もちろん空き家は個人の財産であり、行政側が手を出せることではないことは承知していますが、何らかの助成制度を利用して、両者の負担軽減につなげるべきではないかと思います。また、所有者が不明の老朽危険空き家に対して市が行政代執行などにより家屋を取り壊し、更地を第三者に貸し出すなどの措置ができないか、ご検討をお願いしたいと思います。今後、ますます過疎が進むことが予想される中、定住促進を図り、人口減少を少しでも食い止めるための方策として空き家の有効利用は最善の手段ではないかと考えております。

そこで、再問として、阿波市として空き家の有効利用をどのように考えているのかについて、高田建設部長にお伺いいたします。

○議長（笠井一司君） 高田建設部長。

○建設部長（高田敬二君） 笠井安之議員の一般質問の1問目の再問、空き家の有効活用をどのように考えるのかのご質問に答弁させていただきます。

本市では、空き家の有効活用につきましては、移住・定住促進に向けての受皿として取り組んでおり、地域の活性化などを図るため、阿波市空き家情報登録制度事業として、空き家の所有者が本市に空き家に関する情報を登録し、阿波市ホームページなどで情報公開をするとともに、本市に登録した空き家の利用希望者に対し有用な情報を提供しております。さらに、阿波市空き家家財道具等処分費補助金交付事業として、移住・定住希望者が登録された空き家に入居する場合、当該空き家に残存する家具などの動産の処分の経費に対し一部助成を行っております。加えて、移住・定住を希望された方には、阿波市移住交流支援センターなどの関係団体が、空き家情報登録者との連絡調整のほか、移住・定住に関する相談支援や情報発信を行っております。また、空き家を有効活用する一方で、空き家を発生させない取組についても重要と認識していることから、住み慣れた住宅で末永く住み続け、次世代へと引き継いでいけるよう、住宅の修繕・補修工事などリフォーム工事を行う場合に、阿波市定住促進リフォーム補助金交付事業により支援を行い、既存住宅の良質化と長寿命化を促し、将来の空き家の発生抑制に努めています。さらに、結果として空き家となり老朽化が進み、危険な老朽危険空き家となった場合の対策として、地域の安全性の向上や住環境の整備改善を目的とした阿波市老朽危険空き家・空き建築物除却支援

事業補助金交付事業を実施しており、本市により倒壊の危険性がある空き家として是正指導された所有者が、当該空き家の解体、撤去及び処分の工事を行う場合に経費の一部を助成しています。今後とも、関係各課と情報共有しながら、空き家の有効活用はもとより、空き家を発生させない取組も進め、良好な住環境の整備に取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 笠井安之君。

○11番（笠井安之君） 高田建設部長にご答弁いただきました。

阿波市では、空き家解消に向け、市独自での空き家実態調査をはじめとして、空き家の発生抑止から除去、利活用まで、いろいろな事業が実施されているとのことでありました。今、部長より、いろいろな取組や補助制度を紹介していただきましたが、現在阿波市ホームページに掲載されている空き家情報をもっと見やすくするとともに、リフォームなどが必要な物件についてはどのような補助制度が適用可能となるのかなど、多くの情報を明記してはどうかと考えます。阿波市の活性化のためには、人口減少を食い止めるために多くの人々が住みたい、住んでみたいと思える人を増やすとともに、空き家の有効利用を促進していくことが大事だと考えます。今後も、空き家を増やさないように、所有者や管理者に適切な管理を促しながら、阿波市の魅力がもっともっと発揮できますよう、空き家対策に取り組んでいただきたいと思います。この質問を終わりたいと思います。

続いて、阿波市上水道の現状について質問したいと思います。

阿波市の上水道は、合併前の旧町ごとに設置されたものを阿波市が引き継いだものです。吉野町が1970年昭和45年、土成町が1966年昭和41年、市場町が1964年昭和39年、阿波町が1961年昭和36年にそれぞれ創設され、2005年平成17年の4町合併によって阿波市に統合されたものです。もちろんその間には、施設の改良や増設工事が行われておりますが、管路などはほとんど更新されていないのが現状だと思っております。最も古い阿波町の施設は、既に60年近くが経過しており、施設の老朽化がかなり進んでいることは言うまでもありません。近年、市内各地では、水道管の老朽化や自動車の大型化により、道路に埋設された水道管の破損や漏水による道路の陥没が多発しております。市内には、法定耐用年数40年を経過した配水管は、2018年平成30年実績で92キロメートルあり、全体の24.6%を占めているとお聞きしております。水道管の破損事故は、大口径の基幹管路が破損した場合には、時間帯によっては周辺住民の生命に危険を与えたり、宅地や農地の流出などの被害を及ぼしかねないと思います。ま

た、水道管の耐震化については、震災時の非常時においても、市民生活に必要な生活水を供給することが最も重要であります。特に、南海トラフ巨大地震などによる大惨事の回避対策として、地域防災計画が全国で策定されており、地震災害に対する危機管理意識は高まってきております。阿波市においても、基幹管路の耐震化事業は進められていますが、私の目には順調に進捗しているとは映ってまいりません。阿波市の配水管の総延長は、阿波市水道事業ビジョンによりますと、2018年度平成30年度実績で約373キロメートルで、そのうち21キロメートルが耐震管となっているとのことでありますが、いざ地震が発生した場合には多大な被害の発生が予想され、市民の方々の混乱が予想される所でございます。また、取水施設、浄水施設、配水施設については、対象施設50か所のうち15か所が耐震性改善が必要となる15点以上の評価となっております。最も点数が高かったのは、市場浄水場の浄水池で24.23点、その次が阿波町林水源地の浅井戸が20.29点となっております。今後30年以内に80%以上の確率で発生が予測されている南海トラフ巨大地震などによる市民の命の水を確保するためには、この水道管の耐震化は急ぐべきだと考えます。このような現状を踏まえて、阿波市上水道の老朽化対策及び耐震対策はどの程度進んでいるのかについてお伺いしたいと思います。また、現在実施されております小倉高区配水池と市場町大俣地区、市場高区配水池と土成地区の連結工事の進捗状況はどうなっているのかについて、2点お伺いいたします。

○議長（笠井一司君） 大森水道部長。

○水道部長（大森章司君） 笠井安之議員の一般質問の2問目、阿波市上水道の現状について2点ご質問をいただいておりますので、順次答弁させていただきます。

初めに、1点目の阿波市上水道の老朽化対策及び耐震対策はどの程度進んでいるのかについて答弁させていただきます。

本市の上水道事業につきましては、日本の高度経済成長期に当たる昭和40年代前後にかけて水道施設が集中的に整備され、古いものでは整備後50年余りが経過した施設もあり、全国的な課題でもある水道施設の老朽化対策及び南海トラフ巨大地震などを想定した耐震化対策は、本市においても喫緊の課題となっております。こうした状況も踏まえ、より安全で強靱な水道を将来にわたり持続するため、10年間の取組方針と取り組むべき施策を盛り込みました阿波市水道事業ビジョンを令和元年度に策定したところであり、このビジョンに基づき、計画的に事業を推進しております。

議員お尋ねの老朽化対策、耐震化対策の進捗状況といたしまして、口径150ミリ以上

の基幹管路を対象にご説明いたしますと、令和3年度末時点において基幹管路の全延長約116キロメートルのうち、法定耐用年数40年を超過した管路は約30キロメートルであり、率にして26.2%となるまで老朽化対策が進んでおります。

また、耐震管の延長は約33キロメートル、率にして28.4%となるまで耐震化が進み、徳島県の平均23.2%を上回っている状況である一方で、南海トラフ巨大地震や中央構造線活断層地震などに備えるため、上水道事業の経営状況も考慮しながら、耐震化対策を加速する必要があると認識しております。今後とも、本市水道の基本理念であります明日に向かって、安全で強靱な水道の実現に向け、水道施設の老朽化対策、耐震化対策に計画的に取り組んでまいります。

次に、2点目の現在工事が実施されている小倉高区配水池と市場町大俣地区及び市場高区配水池と土成地区の連結工事の進捗状況はどうなっているのかについて答弁させていただきます。これらの事業につきましては、将来にわたって安全で安定した水道水の供給に向け、給水区域の統合、施設の削減による簡素化など、施設の効率化及び統廃合を目指し進めているものであります。

まず、小倉高区配水池と市場町大俣地区の連結につきましては、現在主要施設である小倉高区配水池の新たな築造について、令和2年度に着手し、令和5年度の完成を目指し、工事を進めているところであります。加えて、小倉高区配水池中継ポンプ場の築造に向けても設計を進めており、今後は阿波町から市場町大俣地区への送水管の整備など、関連事業について取り組んでまいります。

次に、市場高区配水池と土成地区の連結につきましては、令和3年度までに連絡送水管の工事を完了したところであります。今後は、土成地区への送水能力を高めるため必要となる市場高区配水池の増築並びに市場町水源の改良に取り組んでまいります。以上の事業を進めることにより、阿波市の配水区域を現在の4区域から、阿波町、市場町、吉野町の水源を利用した3区域へと再編することが可能となり、施設の削減による簡素化、さらには効率的な維持管理が実現することで、経費の削減、経営基盤の強化につながるものと考えております。今後とも、安全で安定した水道水の供給に向け、上水道事業の計画的な事業推進にしっかりと取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 笠井安之君。

○11番（笠井安之君） 大森水道部長に順次ご答弁いただきました。

ご答弁によりますと、令和3年度末時点で、口径150ミリ以上の基幹管路約116キロメートルのうち、法定耐用年数を超過した管路は約30キロメートルあり、率にして26.2%となるところまで老朽化対策が進んでいる。また、耐震管の延長は約33キロメートル、率にして28.4%まで耐震化が進んでるとのことでありました。しかし、このような状況では、いつまでたっても耐震化工事は完了しないのではないのでしょうか。耐震化を効率的かつ迅速に進めるためには、大幅な予算の確保と人員の増員が必要だと思っております。特に、水道部業務課の職員は、経験と水道管理設ルートの把握などの知識を必要とし、長年の勤務をすることによって技術が継承されることになるため、長期的な職員の育成も必要となってくると思っております。この水道管の老朽化対策と耐震化は、阿波市水道事業ビジョンの中にも書かれておりますが、基幹管路の耐震化は向上しているが、耐用年数を超過した施設は増加傾向にあると示されております。また、老朽化した水道管を使用することは、管の破損による応急工事の増加や漏水が多くなることにより、水道の効率的な配水が困難になり、経費の増加による水道料金の値上げにもつながってくるのではないのでしょうか。そのほかにも、口径50ミリ以下の管路については、ほとんど手つかずの状態であります。今後の早期対応が必要だと思しますので、ご検討をお願いしたいと思っております。

2点目の小倉高区配水池と市場町大俣地区の連結については、令和2年度に工事を着手した小倉高区配水池は、令和5年度の完成を目指して工事を進めているとのご答弁で分かりました。また、市場高区配水池と土成地区の連結については、令和3年度までに連結送水管の工事が完了しており、今後は土成地区への送水能力を高めるための市場高区配水池の増築と市場町水源の改良を行うとのご答弁も併せていただきました。この2つの連結工事が早期に完成することによって、阿波市内の配水区域が4区域から3区域に再編され、経費の削減や経営基盤の強化につながるのとことでありましたが、1つの事故や故障が及ぼす範囲が拡大されるということも懸念されますので、水道部としても早急な工事の完成を目指すのはもちろんですが、非常時の危機管理体制づくりも重要と考えますので、さらなるご検討をお願いしたいと思っております。

次に、再問になりますが、水利権の更新手続はどのように行っているのかについてお伺いしたいと思います。

ご承知のように、水道や農業用水が吉野川本川やその支川からその用途に使用するためには、河川法に基づき河川管理者から水を使用をする権利、すなわち水利権の許可をもら

わなければなりません。水利権には、慣行水利権と許可水利権、または新規水利権と呼ばれるものがあります。慣行水利権は、古くから慣行的に水を使用し、農業用水や飲料水に供されたものをいい、河川管理者の許可を要しません。一方で、許可水利権は、河川法第23条に基づき水利使用許可を取るために、定められた様式によって、河川の名称、目的、取水の場所、取水量、取水の方法、期間などを記載して、その根拠を示し、提出することが定められています。これが、専門家でないとなかなか作成することはできません。そこで、専門のコンサルタントに委託して作成するわけですが、時間と手間を要します。阿波市の水道事業では、吉野町柿原水源、土成町郡水源、阿波町王地水源の3か所が水利権の許可が必要だと聞いております。この水利権は、最長でも10年ごとに権利の更新をしなければならないことになっております。以前に、産業建設常任委員会において、水利権の更新はどうなっているのか質問した際に、市内3か所の取水源は、おのおの取水更新時期が来たら、その都度手続を行っているところのご答弁をいただいたところでございます。この水利権の更新手続は非常に煩雑な手続を必要とすることから、時間と手間の削減のためにも一括して行うべきだと提案いたしました。その後の水利権更新手続はどうなっているかについてお伺いしたいと思います。

○議長（笠井一司君） 大森水道部長。

○水道部長（大森章司君） 笠井安之議員の一般質問の2問目、阿波市上水道の現状についての再問、水利権の更新手続はどのように行っているのかのご質問について答弁させていただきます。

本市の水道事業における8か所の水源のうち、吉野川の水利権許可を必要とする水源は、吉野町柿原水源、土成町郡水源、阿波町王地水源の3水源となっております。この水利権は、議員が申されましたとおり、河川法に基づく河川管理者の許可により認められ、許可期間はおおむね10年となっております。これまで、水利権許可の更新手続につきましては、3水源それぞれの許可期間の満了に合わせ、将来における水需要の予測などを示し、手続を行ってまいりました。一方で、議員からの提案もあり、事務の簡素化、効率化の観点から、吉野川の河川管理者である四国地方整備局徳島河川国道事務所との協議を重ね、3水源の水利権許可に係る更新手続の調整をしてまいりました。協議の結果、令和4年3月に水利権の許可期間が満了する吉野町柿原水源及び土成町郡水源の更新手続を契機に、令和6年3月までの許可期間となっている阿波町王地水源の手続を前倒し、3水源を一つにまとめて水利権許可の更新申請を終えております。このことにより、事務の簡素

化、効率化が図られたものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 笠井安之君。

○11番（笠井安之君） 大森水道部長にご答弁いただきました。

ご答弁では、吉野町柿原水源及び土成町郡水源の許可期間が令和4年3月で満了するのを契機に、令和6年3月までの許可期限となっている阿波町王地水源の更新手続を前倒しし、3水源を一つにまとめて更新手続を完了しているとのことでありました。10年に3回行っていた水利権更新の手続業務が1回で済むということは、部長が言われた事務の簡素化や効率化につながったことは、前向きに業務の効率化に取り組んできた結果であると、とても素晴らしいことだと思っております。今後も、様々な事柄において事務の効率化を図っていただくことを期待したいと思います。

これで、私の今回の質問を全て終わりたいと思います。

○議長（笠井一司君） これで、11番笠井安之君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

10時55分に再開いたします。

午前10時42分 休憩

午前10時55分 再開

○議長（笠井一司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8番後藤修君の一般質問を許可いたします。

後藤修君。

○8番（後藤 修君） おはようございます。

ただいまから、8番後藤修が一般質問をいたします。

限られた時間の中での質問となりますので、理事者におかれましては簡単明瞭に答弁いただければと思います。

早速、今回の質問に入りたいと思います。

大枠で4つの質問をさせていただきます。

1問目は徳島バス株式会社二条・鴨島線徳島駅前から鴨島駅前廃止について、2問目は投票所について、3問目は公衆インターネットWi-Fiについて、4問目はマイナンバーカードの取得状況等についてです。

まず、徳島バス株式会社二条・鴨島線徳島駅前から鴨島駅前廃止についてです。

最近、ACNケーブルテレビでも、徳島バス株式会社二条・鴨島線徳島駅前から鴨島駅前廃止がアナウンスされているところですが、このバス路線廃止に伴い、阿波市内に走る定期バス路線は高速バスのみとなります。吉野町の皆さんには、長く町時代からあった主要な交通機関であるバス路線廃止は非常に残念であり、寂しい思いがあると思います。徳島バスにおいても、廃止については費用対効果で考えると苦渋の決断だったのではないのでしょうか。しかし、これで吉野町にお住まいの皆さんから公共交通が全くなくなったわけではありません。今は、阿波市内一円はもとより、鴨島駅にも乗り入れているあわめぐりがあります。過去に、あわめぐり設立に当たり、乗降場所をどうするか、その議論の中に既存のバス停留所を使えないか、という意見がありました。その当時、バスを利用している人が使い慣れた停留場をあわめぐりが使えると、そういうふうな意見があったことを思い出しました。吉野町は、家屋が密集し、道幅も極端に狭い道路もあります。既存のバス停留所を乗降場所として利用することは理にかなっている点もあると思います。

そこで、1点目の質問としては、徳島バスの停留所を阿波市デマンド型乗合交通あわめぐりの乗降場所として利用は検討されているのか。

次の質問として、二条・鴨島線徳島駅前から鴨島駅前廃止に伴い、その利用者のほとんどがあわめぐりの利用者に置き換わると想定されます。あわめぐりは、今現在1日平均50人以上と、かなり利用が増えてきてます。

このパネルを使って説明させていただきます。（パネルを示す）

このパネルは予約成立率を月別でまとめたグラフで、見ていただければ分かるように、予約成立率が最も高い月では81%、最も低い月は66%です。先月8月は72%と、3割の方が予約をしたくてもその時間に乗れない状況となっています。利用者増加の中、それを勘案すれば、予約成立率の70%はある程度評価ができる数字だと思いますが、吉野町のバス利用者があわめぐりの利用に移行した場合、予約成立率はさらに厳しい数字になるのではないのでしょうか。増車も検討する必要があるのではないのでしょうか。

そこで、2点目の質問として、二条・鴨島線徳島駅前から鴨島駅前廃止に伴い、阿波市デマンド型乗合交通あわめぐりの増車は検討されているのか。

以上、2点について答弁願います。

○議長（笠井一司君） 坂東企画総務部長。

○企画総務部長（坂東孝一君） 後藤議員の一般質問の1問目、徳島バス株式会社二条・

鴨島線廃止について幾つかのご質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

初めに、1点目の徳島バスの停留所を阿波市デマンド型乗合交通あわめぐりの乗降場所として利用は検討されているのかについて答弁をさせていただきます。

阿波市デマンド型乗合交通あわめぐりは、利用者の自宅の近くや指定乗降場所までお迎えに上がり、希望の降車場所までの移動を乗り合いで運行している地域公共交通でございます。また、指定乗降場所につきましては、市内の公共施設、商業施設、医療機関などを中心に、多くの市民の皆様の利用が見込まれる場所を乗降場所として令和4年5月1日現在128か所を指定しており、吉野川市内で指定乗降場所としている吉野川医療センター及びJRの3駅を含めると、計132か所を指定乗降場所としております。それぞれの乗降場所を指定する際には、阿波市地域公共交通活性化協議会での審議を行い、乗降場所として指定することが適当と認められ、さらに各施設管理者のご承諾をいただけた場合、乗降場所として指定しております。

阿波市デマンド型乗合交通あわめぐりは、運行の特性上、利用者のご自宅の近くまでお迎えに上がっていることや現在の二条・鴨島線沿線にある市内の主要な施設は乗降場所として既に指定されていることから、現在のところ市内にある二条・鴨島線の停留所を乗降場所として指定する予定はございません。

次に、2点目の二条・鴨島線廃止に伴い、阿波市デマンド型乗合交通あわめぐりの増車は検討されているのかについてでございますが、阿波市デマンド型乗合交通あわめぐりは、現在4台体制で運行をしており、令和3年度には延べ1万1,291人の方にご利用をいただいております。現在は、運行予約の乗合率を向上させることでより効率的な運行を目指しているため、二条・鴨島線の廃止に伴う需要の変化等を慎重に見極める必要がございます。現時点では増車の検討はしておりませんが、今後予約成立率の低下や需要の増加が見込まれる場合には、阿波市地域公共交通活性化協議会において、増車も含め、その対策について検討をしてみたいと考えております。

今後におきましても、限られた予算の範囲内で効率的な阿波市デマンド型乗合交通あわめぐりの運行に努めるとともに、より一層市民の皆様が親しまれ、利用者にご満足いただける地域公共交通となるよう努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 後藤修君。

○8番（後藤 修君） 坂東企画総務部長より答弁いただきました。

1点目の答弁では、現在二条・鴨島線沿線上にある市内の主要な施設は、乗降場所として既に指定されていると言われました。確かにそうです。しかし、沿線上にありながら、乗降場所として含まれていない利用の多い施設もあるのではないのでしょうか。社協コスモスや吉野中央ふれあいセンターなど、雨風もしのげ、トイレもあります。私も、停留所を乗降場所としてこだわるよりも、利便性の高い施設、車の駐車スペースのあるところを乗降場所とすることが大切だと思います。さきに上げた2施設についても、改めて検討していただきたいと思います。また、ほかにも停留所に代わる、利用頻度が高い施設があるようなら、さらに検討していただければと思います。

2点目の答弁では、運行予約の乗合率を向上させることで、より効率的な運行を目指している、また需要の変化等を慎重に見極めるという答弁をいただきました。最後には、増車も含め、その対策について検討してまいりたいともありました。前向きな答弁であったと思います。

ちなみに、あわめぐりを1台増車した場合にかかる費用は490万円と聞いております。令和3年度のあわめぐりの決算では、416万円の次年度繰越しがあります。また、廃止の徳島バスには、毎年60万円から80万円程度の市補助金も出ています。この2つを合わせると500万円弱と、増車1台分の費用を捻出することができます。そのことを踏まえ、今後予約成立率が改善できない場合は、ちゅうちょなくこの予算を使って増車していただければと思います。また、その後利用減がある場合には、そのときに減車も考えるなど、柔軟な対応をも検討していただければと思います。この点につきましては要望させていただき、以上2点の質問については、これで終わりたいと思います。

再問として、二条・鴨島線徳島駅前から鴨島駅前廃止を含めての公共交通のアンケートを活性化協議会でも、私も要望しておりましたが、そのアンケートが最近実施されたとお聞きしました。

3点目の質問、再問として、公共交通のアンケートの進捗状況はどのようになっているのか、答弁願います。

○議長（笠井一司君） 坂東企画総務部長。

○企画総務部長（坂東孝一君） 後藤議員の一般質問の1問目、徳島バス株式会社二条・鴨島線徳島駅前から鴨島駅前廃止についての再問、公共交通のアンケートの進捗状況について答弁をさせていただきます。

現在、阿波市地域公共交通活性化協議会において本市の公共交通の在り方について調査検討するとともに、将来にわたり持続可能な地域公共交通体系を構築し発展させることを目的といたしまして、市民の皆様がより利用しやすくなるよう、阿波市地域公共交通計画を策定しております。本計画の策定に際し、現在実施しておりますアンケート調査は、公共交通の利用状況や運転免許の返納の考え、また阿波市デマンド型乗合交通あわめぐりの満足度など、阿波市内の公共交通に対する考え方を把握し、今後5年間の公共交通の在り方を検討するための基礎資料として利用することとしております。本アンケート調査は、今年8月10日から8月末までを調査期間とし、満18歳以上の市民の皆様から無作為に選んだ2,000名の方を対象に実施しており、40%を超える方からご回答いただいております。今後は、ご回答いただきましたご意見を集計し、地域公共交通計画の策定のため分析作業に取りかかるところでございます。本市といたしましては、アンケート調査の結果を今後策定する交通計画に反映し、阿波市デマンド型乗合交通あわめぐりを核に据え、誰もが安心して利用できる地域公共交通の形成に向けしっかりと取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 後藤修君。

○8番（後藤 修君） 坂東企画総務部長より答弁いただきました。

アンケートは既に実施され、40%を超える回答が得られたとのことで、市民の関心度が非常に高いことが分かりました。また、今後分析作業に取りかかり、今後の交通計画に反映することも答弁いただきました。引き続き、この取組に期待しております。

1点要望として、これだけ関心の高いアンケート結果を広く市民の皆様へ情報として発信する必要もあるのではないのでしょうか。広報あわの記事として掲載していただくようお願いして、この項の質問を終わりたいと思います。

次の質問に移ります。

次の質問は、投票所についてです。

昨日は、中野議員より、投票率について2点質問がありましたが、私は投票率が低い原因の一つとして、投票所について問題があるのではないかと思い、今回その点について質問させていただきます。

去る7月10日に行われました第26回参議院議員通常選挙の本市の有権者数は3万895人、投票者数は1万2,886人で、投票に行かなかった方は1万8,009人とな

っております。この数字を見て、私自身も市議会議員として有権者にとって投票したい候補者になる努力をしなければならぬと痛感しております。また、若年層の投票率が低い水準にとどまっていることから、特に若年層への選挙啓発や主権者教育に取り組む必要があると認識しております。昨日は、中野議員よりドイツの投票率の向上への取組が紹介されましたが、世界で2番目に投票率が高いスウェーデンについて今日は少し話したいと思います。スウェーデンは、12歳から模擬投票を実施しています。模擬投票とは、国政選挙が行われる同じ日に、候補者が学校に行って演説をするなど、投票の仕組みや投票行動を早くから学習させて、投票の大切さを身につけるために行っているものです。

少し横道にずれましたが、今回は投票所の環境だけでも少しでも整備できれば、投票率に寄与できるのではないかと思います。質問いたします。（パネルを示す）

こちらのパネルは、今回の選挙で使われた投票所です。全部で17か所、期日前を入れると18か所です。上から、吉野、土成、市場、阿波となっています。ご覧のように、吉野の3か所の投票所は、冷暖房がありません。投票率との因果関係はなかなか証明できるものではありませんが、結果として投票率が低かったのは事実です。

1点目の質問として、投票所について暑さ・寒さの対策、またバリアフリー対策は検討されているのか、2点目の質問として期日前投票所を投票日当日も利用できないのかについて、以上2点を答弁願います。

○議長（笠井一司君） 坂東企画総務部長。

○企画総務部長（坂東孝一君） 今回の選挙管理委員会に係るご質問に関しましては、阿波市選挙管理委員会委員長の承諾をいただいておりますので、本日は私のほうから答弁をさせていただきます。

それでは、後藤議員の一般質問の2問目、投票所について幾つかのご質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

初めに、1点目の投票所について暑さ・寒さの対策、またバリアフリー対策は検討されているのかについて答弁をさせていただきます。

現在、本市では、期日前投票所を1か所、選挙当日の投票所を17か所設けており、このうち、冷暖房設備のない体育館などが当日の投票所で11か所ございます。また、各種選挙は季節を問わず執行されるため、円滑な投票事務を行うためには、事務従事者等に対する暑さ・寒さ対策も必要となってまいります。このことから、本市では冷暖房設備のない投票所の暑さ対策といたしまして、各施設に備付けの扇風機の設置、瞬間冷却剤やうち

わの配布、また寒さ対策といたしましては、各施設に備付けのストーブの設置、事務従事者等への懐炉の配布、事務机などへの防風シートの設置など、暑さ・寒さ対策を行っているところでございます。

次に、投票の際に支障となる物理的障害や精神的な障害を取り除くバリアフリー対策といたしましては、車椅子、車椅子用記載台、点字器、老眼鏡、記載台用照明などを全投票所に設置しており、また入り口などに段差がある投票所には簡易スロープを設置し、簡易スロープ設置が困難な投票所1か所については、事務従事者による人的介助により投票所内へご案内しております。今後におきましても、さらなる投票所の暑さ・寒さ対策及びバリアフリー対策について検討し、投票環境の向上に努めてまいります。

次に、2点目の期日前投票所を投票日当日も利用できないのかについてでございますが、現在期日前投票所となっております市役所本庁舎は第7投票区内にございますが、当該投票区においては、区域の中心に位置し、比較的人口が密集した地域にあることから、当日の投票所として八幡小学校体育館を利用しているところでございます。仮に、当日の投票所として市役所本庁舎を利用した場合、第7投票区の北部に位置しており、選挙人の中には投票所がかなり遠くなるケースも想定されます。こうしたことから、選挙人の投票環境の公平性を確保する観点から、期日前投票所の投票日当日の利用は現時点では考えておりません。今後、人口減少やその他の投票区との不均衡が生じた場合などで投票区を再編成する際には、期日前投票所となっている市役所本庁舎の当日利用も視野に入れ、検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 後藤修君。

○8番（後藤 修君） 坂東企画総務部長より答弁いただきました。

1点目の答弁では、寒さの対策、暑さの対策、そしてバリアフリーのために様々な準備がされていることが分かりました。しかしながら、地球温暖化と言われる昨今、毎日のように熱中症警戒アラートが発令され、7月10日も31度を超える暑い日だったと記憶しております。体育館などは行き慣れた場所かもしれませんが、すぐ隣の教室には全部の部屋にエアコンが設置されているわけです。それを利用することにより、扇風機やうちわを準備する必要もなく、設営や撤収時も体力の消耗を抑えられます。もちろん投票する方も、快適に投票できます。快適になった例として、大俣地区では公民館が新設され、以前の小学校体育館から比べると、駐車場も広く、エアコンもあり、バリアフリーも整って、

よくなったとの声を聞きました。土成では、土成中央公民館・土成図書館の前に車を止めてトレーニングセンターに投票に行っている、ぜひ土成中央公民館・土成図書館を投票所にしてほしいという意見もありました。吉野の方からは、吉野スポーツセンターは車が止めにくい、吉野支所の隣の吉野保健センターひまわりは使えないかなどの意見もいただきました。私が調査中に、既に選挙管理委員会も同じように調査をいただいているというふうに耳に入ってきました。次の選挙では、投票環境の向上を期待したいと思います。

2点目の答弁では、投票環境の公平性を保つために、既存の投票所の移動は難しいという答弁であったと思います。先ほども言いましたが、施設内の体育館からエアコンのある教室に変更することだけでもいいんです。暑さ・寒さの対策、環境改善だけでもお願いできればと思います。よろしくお願いたします。

2点目の質問についても、これで終わりたいと思います。

再問として、投票率を上げるもう一つの手段として、移動投票所が最近注目されています。三好市では、山間部の投票所のないところにワゴン車で出向き、即席の投票所を作り投票していただく、そんな行政サービスがあるようです。まだ実施している自治体は少ないようですが、廃校になった学校や模擬投票をしている高校など、本市でも需要があるのではないのでしょうか。

以上のことを踏まえ、再問として、移動式期日前投票所の設置は検討されているかについて、答弁願います。

○議長（笠井一司君） 坂東企画総務部長。

○企画総務部長（坂東孝一君） 後藤議員の一般質問の2問目、投票所についての再問、移動式期日前投票所の設置は検討されているのかについて答弁をさせていただきます。

移動式期日前投票所につきましては、バスやワゴン車に投票箱、記載台、立会人席などを設けて、主に山間部や過疎地域を回り、選挙人の投票機会を確保するために設けられるものでございます。報道によりますと、今年7月に執行されました参議院議員通常選挙においては全国で84の自治体で活用され、交通手段の確保が難しい選挙人への支援策の一つとして有効な手段であると認識しているところでございます。しかしながら、移動式期日前投票所を導入する上では、二重投票防止策を徹底するため、本庁の期日前投票所と移動式期日前投票所の投票状況を相互にリアルタイムで共有できるシステムの構築や投票の秘密保持が可能となる投票スペースの確保、投票管理者、立会人、事務従事者といった人員確保や予算など、多くの課題がございます。こうしたことから、本市においては現時点

では移動式期日前投票所の運用は考えておりませんが、今後も引き続き調査研究を行い、投票環境の向上に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 後藤修君。

○8番（後藤 修君） 坂東企画総務部長より答弁いただきました。

まだまだ1,700以上ある自治体のうち84しか活用されていないことが分かりました。投票システムの構築にも様々な問題があることも分かりました。

ほかに他の自治体では移動式期日前投票所以外にどんな行政サービスがあるか、ちょっと調べてみました。南あわじ市では、こんな行政サービスがあるようです。投票所への移動支援、歩行や自家用車での移動が困難な選挙人の方を対象に、選挙期日（投開票日）に限り、タクシーにより無料で自宅から投票所までを送迎する移動支援を実施しています。ほかにも全国的な取組としては、投票率の向上のために向けてですが、投票済み証明書を発行しているというところがたくさんありました。自治体の中でも、2017年の衆議院では、1,741自治体のうち966自治体、55%、しかしそれが2021年の衆議院議員選挙になると1,064の自治体、61.1%と増加しています。このようなことから、本市でも投票済み証明書を発行して、市民の投票に対する意欲や関心を高める努力もしてもいいのではないのでしょうか。調査研究の対象に加えていただければと思います。

この項の質問は、以上で終わります。

次の質問に移ります。

公衆インターネット・Wi-Fiについて。（パネルを示す）

こちらの表は、現在公民館にてインターネットとフリーWi-Fiの設置状況を表したものです。見ていただければ分かるように、インターネットはどこにもありません。フリーWi-Fiについても、あるところとないところがあります。以前は、インターネット回線が設置されていた施設もありましたが、現在ない状況が続いていると聞いております。現代社会はデジタル社会で、インターネット、Wi-Fiは必要不可欠な情報手段であると思います。インターネット回線がなぜないのか、その点について質問したいと思っております。

1点目、公民館のインターネット回線を撤去した経緯とWi-Fiの設置状況についてお聞かせ願えますか。

以上、答弁願います。

○議長（笠井一司君） 森友教育部長。

○教育部長（森友邦明君） 後藤議員の一般質問の3問目、公衆インターネット・W i - F i についての1点目、公民館のインターネット回線を撤去した経緯とW i - F i の設置状況についてお聞かせ願いたいとの質問について答弁させていただきます。

まず、公民館のインターネット回線を撤去した経緯につきましては、会計処理などのインターネット回線を必要とする事務処理を今年度より所管課である社会教育課で一元化したことから、インターネット回線の使用を停止しております。

次に、W i - F i の設置状況につきまして、災害発生時には住民等が広く情報収集ができる状態を確保することを目的に、阿波市地域防災計画に指定されている避難所を中心に公衆無線W i - F i を整備しており、平時にも多目的に利用できるようになっております。令和4年度現在では、指定避難所44施設のうち30施設に整備され、その中には避難所等に指定されております公民館5か所、林、久勝、大俣、八幡、土成も含まれており、その他の公民館につきましては未整備となっております。

公衆無線W i - F i のサービスを提供する上では、回線使用料などの維持管理費用などを踏まえ、その効果を検証し、市全体の施設での優先順位を考え進めていく必要があると考えております。引き続き、社会教育施設のサービス充実に向け、関係部局と連携、協議してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 後藤修君。

○8番（後藤 修君） 森友教育部長より答弁いただきました。

インターネット回線を撤去した経緯について、会計処理などを社会教育課で一元化したために、インターネット回線の使用を停止したことが分かりました。W i - F i 環境についても、主に避難所を中心に整備していることも分かりました。しかし、先ほども述べましたが、現代社会ではデジタル化が必要不可欠で、インターネット回線を撤去することは、時代に逆行する政策だと思います。W i - F i についても同じことが言えると思います。公民館を利用する多くの方は、避難時もそうですが、平常時にもW i - F i を使っている方は多いです。また、館の職員も、阿波市のホームページが見られないようでは、サービスのしようにも限度があるのではないのでしょうか。コロナ禍の中、会議ではZ o o m を使ってリモートですることが主流になっています。せめて、フリーW i - F i を全館に設置し、W i - F i 対応のパソコンを購入し、メールやP D F 等のやり取りをできるよう

にすることも通信費を下げる一つではないでしょうか。ガソリンが高騰している中、車を使つての移動も少なく済むと思います。また、職員が公民館を空けることにより、地域サービス低下にもつながりかねないと思います。答弁では、優先順位を考え進めていくとのことでしたので、今後の整備に期待したいと思います。

この項の質問は、これで終わりたいと思います。

次の質問に移ります。

4項目の質問として、マイナンバーカードの取得状況についてお聞きしたいと思います。

1点目の質問として、阿波市民及び市職員のマイナンバーカード取得率についてお聞かせ願いたいと思います。2点目として、阿波市内の病院及び薬局でのマイナンバーカードの運用状況についてどのようになっているか、以上2点を答弁願います。

○議長（笠井一司君） 矢田市民部長。

○市民部長（矢田正和君） 後藤議員の一般質問の4問目、マイナンバーカードの取得状況等についての1点目、阿波市民及び市職員のマイナンバーカード取得率についてと2点目の阿波市内の病院及び薬局でのマイナンバーカードの運用状況について、ご質問に答弁をさせていただきます。

まず、1点目のうち阿波市民のマイナンバーカード取得率でございますが、令和4年7月末時点での交付枚数は1万5,435枚で、人口に対する交付率は42.2%です。徳島県における交付枚数は31万7,475枚で、交付率は43.2%となっています。

なお、全国の交付枚数は5,815万1,191枚で、交付率は45.9%となっております。

次に、市職員のマイナンバーカード取得率は、令和4年5月末時点で98.7%となっておりこちらは、県内24市町村の中でもトップの取得率となっております。

続きまして、2点目の阿波市内の病院及び薬局でのマイナンバーカードの運用状況についてのご質問に答弁をさせていただきます。

マイナンバーカードの健康保険証利用につきましては、個人のマイナンバーカードで健康保険証として利用するための登録が必要なことに加え、医療機関等においてもカードを利用するためのシステムの導入が必要となっております。本市の医療機関等におけるシステムの導入状況につきましては、内科、眼科、歯科医院など、全43医療機関のうち9施設で、調剤薬局では全7店のうち3店で導入がされており、今後も順次導入は拡大され

ると考えております。また、マイナポータルから健康保険証利用の登録を行うことで、さらに複数の医療機関と薬剤情報等の共有化が図れるほか、高額医療費制度における手続や確定申告における医療費控除申請が簡素化されるなど、個人においても多くのメリットがありますことから、引き続き健康保険証利用の登録促進に取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 後藤修君。

○8番（後藤 修君） 矢田市民部長より答弁いただきました。

1点目の答弁では、阿波市の交付率が42.2%、徳島県の交付率が43.2%、全国が45.9%となっていることが分かりました。そして、市職員の取得率が98.7%と、非常に高いことが分かりました。今現在は、市職員の取得率は多分100%になっていると思います。（パネルを示す）

私も、総務省のホームページを調べて、グラフにしてみました。全国と徳島、そして我が阿波市です。青が全国、黄色が徳島、赤が阿波市となっています。グラフを見ていただければ分かるように、毎月のように交付率の格差が広がっています。直近8月末の数字では、全国で47.7%、徳島で44.9%、阿波市で44.1%となっています。阿波市の人口は3万5,878人中取得したのが1万5,808人で、未取得は2万70人となっています。これをマイナポイントに換算すると4億6,161万ポイント、言うまでもなく、現金に換算すると4億6,161万円となります。以前にマイナンバーカードを作って前回ポイントをもらった方も、今回新たに銀行口座と健康保険証をひもづけすることで、さらに1万5,000ポイントもらえることを知らない人もたくさんいます。そうすると、そのポイントを含め合わせると、本市においては5億円以上の経済効果があると言えるのではないのでしょうか。2点目の答弁では、交付後のメリットである健康保険証としてどの程度活用できるのかが、阿波市内では2割程度の病院、4割程度の調剤薬局で利用できると分かりました。このメリットについてはまだ薄いと思います。

そこで考えられる、または実施されているマイナンバーカードのメリットについて私も調べてみました。1、未成年者や免許証を持っていない方に公的な身分証明書となる、2、口座開設やパスポートの新規発給に利用できる、3、住民票の写しや印鑑登録証明書がコンビニで取得できるようになる、4、市区町村や国の提供するサービスを一元化できる、5、青色申告の際に節税につながることもある、6、罹災証明書にも使える、7、自治体のポイントがためられる、8、マイナンバーカードを避難カードとして使える、まだ

まだありますが、このぐらいにしておきたいと思います。

今後、市として取得率向上をどうするのが大きい問題と思います。そこで、再問として、今後マイナンバーカードの取得率向上策についてお聞かせ願いたいと思います。この質問については、町田副市長、答弁願います。

○議長（笠井一司君） 町田副市長。

○副市長（町田寿人君） 後藤議員の一般質問の4問目の再問、今後のマイナンバーカードの取得率の向上策について答弁をさせていただきます。

現在、国と県では、最大2万3,000円分のポイントがもらえるマイナポイント第2弾を実施しており、本市としましてもポイントの対象となるカードの申請期限の令和4年9月末に向けて、マイナンバーカードの取得促進に重点的に取り組んでおります。これまでも、毎月1回日曜日にマイナンバーカードの休日窓口を開設し、平日に市役所に来られない方やご家族連れなどに申請しやすい環境整備に努めてまいりました。加えて、本市では、新規にマイナンバーカードを取得される方を対象に市の職員が事業所や団体に出向き、申請に必要な写真の無料撮影や申請の受付を行うマイナンバーカード出張申請受付を実施しております。また、集団検診やヘルスマイト養成講座、介護予防サポーター養成講座などの市の行事やイベントの際に合わせて出張申請の窓口を開設し、気軽に申請していただける機会の拡大に取り組んでいるところでございます。そして、出張申請の利用促進と周知につきましては、阿波市商工会とも連携し、商工会の全会員宛てに周知をさせていただきました。その結果、現時点では、5事業所での出張申請を実施させていただいているところであります。また、特に全国的に見ても交付が進んでいない若年層に向けた取組といたしまして、乳児健診の会場出張申請の窓口を開設しております。子ども連れでの外出が難しい中、市役所にその目的のためにだけ出向かなくても、乳児健診に来られた際にマイナンバーカードの申請ができると非常に好評をいただいております。加えて、小・中学校の保護者宛てに、スマートフォンでの申請など、子育て世代の保護者目線に立った案内文書を作成し、学校を通じて全保護者に配布もいたしております。さらには、本年10月以降は、阿波高等学校の総合的な探究の時間に市職員が出向いて、マイナンバーカードの取得推進について講演を行い、若い世代に向けて周知啓発活動を行う予定としております。今後とも、市民の皆様に対しきめ細かな支援を行うとともに、広報あわやACN、ホームページ、LINEなどを活用した周知活動を行い、マイナンバーカードの取得率向上に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 後藤修君。

○8番（後藤 修君） 町田副市長より答弁いただきました。

カード申請期限の9月末に向けて様々な取組がなされていることが分かりました。期限まで残り僅かとなりましたが、マイナンバーカードの取得率の向上に向けご尽力いただければと思います。

先日、隣の吉野川市にマイナンバーカードの普及率向上の一般質問がありましたので、そこで述べられたことをちょっと紹介したいと思います。阿波市ほどではないのですが、吉野川市として2支所でのマイナンバーカードを発行できるようにした点、マイナンバーカード親子教室開催、また市長自らがケーブルテレビに出演してマイナンバーカードに関する市長メッセージを流すなどの取組をしたということをお聞きしました。

最後に、今後このマイナンバーカードが運転免許証とひもづけするとなると、義務化になる可能性はないとは言えないと思います。9月末までに申請すれば、2万3,000ポイントがもらえます。市職員の皆さんは、取得率はほぼ100%です。市民の皆様においても、もらえるものはもらっていただきたい。このメッセージを届けて、今回の私の全ての質問を終わりたいと思います。

○議長（笠井一司君） これで、8番後藤修君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後1時に再開いたします。

午前11時46分 休憩

午後 1時00分 再開

（19番 原田定信君 早退 午後1時00分）

○議長（笠井一司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4番竹内政幸君の一般質問を許可いたします。

4番竹内政幸君。

○4番（竹内政幸君） それでは、議席番号4番、無所属の竹内政幸です。春に行われました議会選挙におきましてご支援をいただき、本年度4月より市議会議員として活動しております。よろしく申し上げます。

今回の一般質問といたしまして、大きく2つの質問を行います。

大きな1といたしまして、本市における道路整備について、(1)、(2)はともに県道でありますので、一括して質問いたします。

(1)の県道12号線鳴門池田線は、阿波市内において最も通行量の多い路線であり、安全性、利便性の向上のため、歩道・交差点の拡張工事、右折レーンの新設が進められているが、道路整備には地権者のご理解、ご協力が必要ではあります。阿波町区間においては未整備区間があり、特に日開谷橋東交差点では、東進の右折レーンが未整備のため、朝の通勤通学時間帯はかなりの停滞が発生しています。また、旧勝命駐在所西交差点も未整備のため、危険性の高い交差点の一つであると感じます。こういった点から、歩道・交差点の整備をぜひ進めていきたいと思います。

続きまして、(2)の県道3号志度山川線の未完成区間について、工事の進捗状況、全線開通の見通しはということで、阿波町においては、県道3号線は南北線として重要路線であり、未完成地区の東原、東柴生において、今月広報にも掲載されていましたが、阿波図書館東区間の工事が始まりますが、近隣には阿波中学校、伊沢小学校、伊沢認定こども園、阿波伊沢公民館、JAあわ市本店等があり、多くの車両が通行しています。子どもたちをはじめ、市民の安全、利便性向上のため、一日も早い全線開通を市民は待ち望んでいます。開通の見通しは、担当部局長の答弁をお願いします。

○議長（笠井一司君） 高田建設部長。

○建設部長（高田敬二君） 竹内議員の一般質問の1問目、本市における道路整備について幾つかのご質問をいただいておりますので、順次答弁させていただきます。

初めに、1点目の県道12号線鳴門池田線の利便性、安全性の向上のため、歩道・交差点整備の状況について答弁させていただきます。

市内を走る県道は、主要地方道5路線、一般県道9路線の計14路線であり、市内外の地域を結んでいます。県では、地域の皆様の安全・安心の確保や利便性の向上を目的として、国の交付金事業や県単独事業によりまして、計画的に県道整備を進めていただいております。議員ご質問の主要地方道鳴門池田線の歩道の整備状況について、徳島県東部県土整備局に確認したところ、現在本市の阿波町において東から勝命工区、庚申原工区、大道北工区の計3か所で事業を進めていただいております。勝命工区、庚申原工区では用地取得及び工事に着手しており、大道北工区においては用地取得に向け準備を進めていただいているところです。

なお、議員お話しの日開谷橋東詰交差点整備につきましては、今後県に対しまして安全

で安心して利用できる交差点整備が図られるよう要望してまいりたいと考えております。

次に、2点目の県道3号志度山川線の未完成地区における今後の工事の進捗状況、開通の見通しについて答弁させていただきます。

主要地方道志度山川線は、香川県さぬき市志度を起点として吉野川市山川町に至る延長約19キロメートルの幹線道路で、地域間交流を進める上で重要な路線の一つです。ご質問をいただいているバイパス工事は、平成14年度に工事着手され、現在阿波町北柴生の現道から市道中央東西線区間の東原工区、市道中央東西線から地域交流センターあわむすび前の東原延伸工区で事業を実施していただいております。このうち、東原工区につきましては事業区間約1.7キロメートルを4工区に分け事業が進められ、これまでに事業区間北側より約1.3キロメートルの区間が供用されており、東原延伸工区では事業区間約315メートルのうち、あわむすび前から南へ約180メートルが供用されており、本年度は市道中央東西線との取り合い部から南へ用地が完了した区間約100メートルの道路擁壁工事を実施していただいております。

議員ご質問の未完成地区の今後の工事の進捗状況及び開通の見通しについて同様に確認したところ、現在も継続して残る2筆の用地交渉を鋭意進めているが難航しており、土地収用法の適用も視野に入れ対応を進めている、今後も引き続き地域の皆様のご理解、ご協力をいただきながら、残る用地取得に向け努め、早期の全線供用を目指してまいりたいとの回答をいただいております。

主要地方道志度山川線バイパス区間の沿線には、地域交流センターあわむすびや伊沢小学校、阿波中学校、阿波市農業協同組合の野菜集出荷貯蔵施設があり、今後も交通量の増加が予想されることから、自動車の円滑な通行、児童・生徒の安全な通学路確保に向け早期の供用が図られるよう、県に対し積極的な要望活動に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 竹内政幸君。

○4番（竹内政幸君） 高田部長より、県道鳴門池田線歩道整備や勝命、庚申原、大道北工区の3か所で事業が進められており、勝命工区、庚申原工区では、用地取得、工事に着手しているとのお答えをいただきました。大道北工区においては、用地取得に向けて準備を進めているとのこと、日開谷橋東詰交差点整備は今後県に対して要望していきたいとの答弁をいただきました。志度山川線の工事、現在の市道中央東西線から南へ100メートルの工事が進んでいるとのこと、未完成区東原、東柴生においては用地取得に難航してい

るとのことですが、できるだけ早くの完成に向けて、県に対し積極的な要望をするとの答弁をいただきました。今後ともよろしく申し上げます。

続きまして、再問といたしまして住宅地周辺の市道の整備について、平成元年に吉野川北岸農業用水が完成し、給水が本格的に始まり、それに伴い各改良区において省力化事業の一環として農地へのパイプ配管工事が始まり、道路へのパイプ管理設後、舗装工事が行われました。農家にとっては水不足が解消され、メリットの大きい工事でしたが、工事完成後30年近くがたち、住宅地周辺の埋設工事後の市道の傷みがひどい箇所が多くあり、補修が追いつかない状態であると思っておりますが、ぜひとも安全性からも舗装整備を進めていただきたい。担当部局の答弁をお願いします。

○議長（笠井一司君） 高田建設部長。

○建設部長（高田敬二君） 竹内議員の一般質問の1問目の再問、住宅周辺の市道の傷みがひどい地区の舗装工事についてのご質問に答弁させていただきます。

本市が管理する道路の総延長は約1,078キロメートルで、そのうち約9割が舗装された道路になっております。近年、住宅周辺の地域に密着した市道の多くで、交通状況の変化や経年劣化、または道路埋設物などにより路面のわだち掘れやひび割れが発生し、市民の皆様から舗装修繕について数多くの要望が寄せられております。寄せられた要望箇所につきましては、建設課職員が現地調査を実施し、安全性、老朽度合いや利用状況などを考慮し、優先順位をつけ、順次対応しています。修繕箇所の範囲が広い場合や路面の状態が比較的健全な場合などにより即座に対応できない場合は、要望者の方にその旨を丁寧に説明し、ご理解をいただいております。

舗装修繕につきましては、毎年度確保された予算を有効活用し、より多くの箇所に対応できるよう、路面の劣化状況に応じた部分的な修繕の実施や通行に支障を来し事故発生の危険性がある場合には、現場職員が現地に駆けつけ路面の穴埋めを行うなど、現場に応じた柔軟かつ機動的な対応をしております。加えて、主要幹線道路である道路平均幅員6メートル以上、延長約92キロメートルの114路線については、平成29年度に策定した阿波市道舗装長寿命化修繕計画に基づき、計画的に舗装修繕工事を進めております。

今後とも、市道の現状把握に基づく計画的な舗装修繕に努めるとともに、市民の皆様からの要望も踏まえ、適切な道路管理に取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 竹内政幸君。

○4番（竹内政幸君） 高田部長より、再問の住宅地周辺の市道整備については市民の皆様から舗装修繕の要望が数多く寄せられているとのこと、舗装修繕については現場職員が穴埋めなど、緊急性の高い修繕は早急に対応している、平成29年度に策定された阿波市道舗装長寿命化修繕計画に基づき舗装修繕工事が進められているとのこと、今後とも市民の皆様が安全・安心して利用できる市道整備に取り組んでまいりますとの答弁をいただきました。

今後とも、道路行政は限られた予算ではあると思いますが、よろしく願いして、質問1を閉じたいと思います。

質問2といたしまして、本市における小・中学校における生徒の不登校問題、成人のひきこもり問題の2つの質問をいたします。

（1）といたしまして、市内小・中学校における不登校問題について。

近年は、家庭において核家族化、近所付き合いの希薄化が進み、学校における不登校問題が大きな社会問題となっています。新学期の9月は長期休暇後であり、不登校生が増加する季節とお聞きします。では、本市内14校の小・中学校において不登校生の割合、また各学校、教育委員会としてどのようなケアを行っているか、教育長の答弁をお願いします。

○議長（笠井一司君） 高田教育長。

○教育長（高田 稔君） 竹内議員の一般質問の2問目、本市における小・中学校における生徒の不登校問題、成人のひきこもり問題についての1点目、市内10小学校、4中学校の不登校生の割合は幾らぐらいか、また学校、教育委員会としてどのような対処をしているかについて答弁させていただきます。

まず、全国調査から申し上げます。

令和2年度の調査結果によりますと、不登校児童・生徒の割合は、小学校全児童の1.0%、中学校全生徒の4.1%となっております。本市では、令和4年8月末の調査では、小学校全児童の0.6%、中学校全生徒の3.7%となっております。不登校児童・生徒数は年々増加傾向にある中、本市においても大きな教育課題の一つであると捉えております。その対応といたしましては、まず不登校児童・生徒に対して、学級担任を中心に家庭訪問や電話連絡を定期的に行うとともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと連携しながら教育相談を行うなど、一人一人との関わりを大切にしながら支援を行っております。また、養護教諭による保健室での関わりや個別に特別教室で指導し

ている学校もございます。本市では、適応指導教室阿波っ子スクールを設置しており、心理的、情緒的な原因等により登校しない、または登校したくてもできない状態にある児童・生徒に対して、学校と連携し、学校復帰の指導及び援助を行っております。そのほか、不登校問題等対策協議会を開催しております。この協議会は、学校関係者をはじめ、青少年育成センター指導員、子育て支援課相談員、主任児童委員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等で構成され、不登校児童・生徒への支援の在り方等を協議検討しております。また、不登校児童・生徒と担任によるオンライン学習に参加する事例も見られることから、今後はオンラインを活用した新たな支援の方法も検討していきたいと考えております。

今後も、一人一人の児童・生徒の状況に応じて多様な学習機会を確保するとともに、主体的に、社会的に自立に向かうよう、家庭やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係機関と連携して、組織的に支援してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 竹内政幸君。

○4番（竹内政幸君） 高田教育長より、生徒の不登校問題の答弁は、不登校生の全国、本市の調査結果の報告があり、年々増加して、本市においても大きな教育課題の一つとなっているとのこと、対応としては学校現場ではスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと連携している、また本市の取組として適応指導教室阿波っ子スクールを設置し、登校しない、また登校したくてもできない生徒への対応をし、今後も社会的自立に向けて関係機関と連携して支援していくとの答弁をいただきました。

続きまして、2番の成人の家庭内ひきこもり問題について質問いたします。

昨日のはばたき代表質問の藤本議員と重複しますが、ひきこもり問題を質問します。

就職氷河期世代を中心としたひきこもりは、社会、家庭の大きな問題となっています。現役世代のひきこもりは社会の大きな損失であり、本市において人数を把握していますか。本市において、生活貧困者自立相談支援事業として、くらしサポートセンター阿波が設けられていますが、どのような支援がなされているか、今後の取組を担当部局の答弁をお願いします。

○議長（笠井一司君） 稲井健康福祉部長。

○健康福祉部長（稲井誠司君） 竹内議員の一般質問の2問目、本市における小・中学校における生徒の不登校問題、成人のひきこもり問題についての再問、成人（就職氷河期世

代) の家庭内ひきこもりの本市の現状、またその対応や今後の取組につきましてのご質問ですが、先ほども議員からお話がありましたように、昨日藤本議員の代表質問の答弁と少し重複する点はございますが、ご了承いただけたらと思います。

それでは、答弁をさせていただきます。

初めに、ひきこもりとは、様々な要因の結果として社会的参加を回避し、他者との交流を避け、通学や就労しようせず、6か月以上にわたっておおむね家庭でとどまっている状態像を指しています。議員ご質問の就職氷河期世代の家庭内ひきこもりの推計値の発表はございませんが、ひきこもりについて平成30年末内閣府の発表によりますと、推計値では、40歳から64歳のひきこもりの人は61万3,000人に上るとされ、若年層である15歳から39歳までの約54万人を上回り、改めてひきこもり本人とその家族の高齢化が進んでいることが明らかになっております。県が令和元年度に行った調査では、県内のひきこもり該当者数550人のうち、本市の該当者数は28人となっております。県では、ひきこもり本人の自立を促進し、本人及び家族の福祉の増進を図るため、ひきこもり地域支援センターきのぼりを開設し、ひきこもりに関する相談に応じており、令和3年度の来所相談、電話相談の件数は県全体で延べ480件、うち阿波市におきましては延べ3件と聞いております。加えて、本市におきましても、生活困窮者自立相談支援事業としてくらしサポートセンター阿波を設けており、配置した専門員に対して生活全般の不安や悩み事の相談が寄せられ、令和4年8月現在の相談のうち3件の相談を受けております。

議員お尋ねのくらしサポートセンター阿波の業務内容について説明をさせていただきます。

暮らしの支援といたしまして、自立相談支援、就労準備支援、家計改善支援、子どもの学習・生活支援に伴う相談を受け、生活の困り事や不安を関係機関と連携し、相談員が支援経過を確認しながら一緒に自立に向けた支援を行っております。加えて、児童相談所や主任児童委員、子育て支援課、青少年育成センターなどの関係機関とも連携を取り、学校や社会への復帰に向けた支援を行っております。このように様々な相談・協力体制を構築しているところでございますが、ひきこもりの背景は個人ごとに異なることから状態も様々で、それぞれの個人に合った支援に取り組んでいく必要があると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 竹内政幸君。

○4番（竹内政幸君） 稲井部長より成人のひきこもり問題のご答弁があり、ひきこもり

問題では、ニート・ひきこもりの定義、各省庁の調査結果の報告があり、高齢化が進んでいるとのこと、本市では、生活貧困者自立相談支援事業として、くらしサポートセンター阿波が設けられ、専門員を配置して相談対応に当たっているとの答弁もいただきました。今後とも、個々の状況に応じた支援をよろしくお願いいたします。

これで、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（笠井一司君） これで、4番竹内政幸君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後1時27分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（笠井一司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番北上正弘君の一般質問を許可いたします。

7番北上正弘君。

○7番（北上正弘君） 議席番号7番北上正弘、ただいまより一般質問をさせていただきます。

大枠で1問通告させていただきました。情報発信についてでございます。1つ目は防災分野における活用について、再問として2問目、行政の動画放送の推進についてでございます。順を追って質問させていただきます。

近年、地球温暖化の影響による異常気象に伴い、台風や集中豪雨などによる被害が全国各地で発生しております。数十年に1度と言われる豪雨などの自然災害が毎年のように各地で頻繁に発生しております。そのことで、防災力の強化が重要となっております。小学校区自主防災組織の活動による自助、共助の強化の重要性も増しているところでございます。公助としましては、国が整備を進めてきた阿波町の吉野川勝命堤防が平成24年から約10年間をかけてようやく完成いたしました。堤防ができたからといって被害をゼロにすることは困難かもしれませんが、最小限に食い止めるための対策として万全を期していかなくてはならないと思います。何より命を守るためには、災害が発生する前の正しい情報が重要となっております。また、台風や集中豪雨だけでなく、いつ起こってもおかしくない南海トラフ巨大地震にも備える必要がございます。これらのことから、本市の防災体制、特に情報収集・伝達体制を確立、推進することは極めて重要であると思います。現在、本市では、ほぼ全ての家庭に音声告知機が設置されており、災害情報を伝達する上で

大変有効なツールになっております。屋外では、各地域にスピーカーが設置され、屋外に出ている人にも聞こえるようになっております。しかしながら、外出しているときには災害情報が分からない、暴風雨の中ではスピーカーからの音が聞こえにくいといった声も聞こえてきております。少し調べてみたところ、災害対応に即応性や拡散力に優れるSNSを利用している自治体が増加傾向にあります。データが少し古いのですが、平成30年度の国の調査によれば、地方公共団体1,741団体のうち1,090もの団体が、災害対応において情報発信にSNSを活用しているとありました。実に、全体の62.6%に上ります。SNSは、情報をいち早く発信、拡散することができ、家族や友人に情報を知らせるといったことも簡単にできるため、情報が伝わりやすいというメリットがあります。話を戻しますが、災害発生時に市民が最も必要としているのは最新の情報でございます。今この町でどのようなことが起こっているのか、現在どんな状況になっているのか、災害がどれくらいの規模になっているのかが非常に重要視されます。本市も、これまでの音声告知機やケーブルテレビ、ホームページに加え、災害時の情報収集や発信にSNSを活用すべきと考えます。

そこで、1点目の質問、防災分野における活用として、本市の地域防災力向上を図るための情報発信の現状と今後の取組について、企画総務部長にお伺いします。答弁お願いいたします。

○議長（笠井一司君） 坂東企画総務部長。

○企画総務部長（坂東孝一君） 北上議員の一般質問の1問目、情報発信についての防災分野における活用について答弁をさせていただきます。

日本は、地震、津波、暴風、豪雨など、多種の自然災害が発生しやすい特性を有しており、特に近年では局地化・集中化して大雨を降らし、激甚化しているゲリラ豪雨や大規模地震などが頻発しております。本市におきましても、議員のご質問にもありましたように、南海トラフ巨大地震をはじめとする災害が発生した際には、行政の役割の一つとして、迅速かつ確実に市民の皆様へ情報を発信をする必要があります。

そこで、災害時の情報発信手段として、近年注目されているのが双方向通信アプリLINEで、2016年に発生した熊本地震の際には、電話はつながらなかったがLINEはつながりやすかったということもあり、災害時に強いアプリであるということが実証されております。このようなことから、本市では、災害時を含めた情報発信の強化を目的としまして、今年の4月より阿波市LINE公式アカウントを開設いたしました。緊急時の重

要な情報につきましては、友達登録されている方全員に情報を発信いたしますが、より一層市民の皆様の利便性を向上するため、阿波市LINE公式アカウントの機能の拡張を予定しており、その追加機能の一つとして、ニーズに合った情報を選択できるセグメント配信の導入などを行い、本年11月よりリニューアルする予定としております。セグメント配信機能を活用し、受信設定をしていただくことで、平常時でも必要な情報をスムーズに受信できるようになります。加えて、今回の機能拡張により、市の職員や消防団員などのグループごとにセグメント配信設定を行うことで、迅速かつ的確に必要な情報の共有を図ることが可能となります。今後につきましても、市公式LINEを充実させるとともに、定期的なイベントの実施などを通じて登録者数の増加に努め、さらなる安全・安心のまちづくりにつなげてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 北上正弘君。

○7番（北上正弘君） 答弁いただきました。

SNSのLINEを用い、LINEの機能を拡張することで、本当に必要な情報を選択でき、いつでも、どこでも、迅速かつ的確に災害時の情報を取得できるということで、市民の皆様の安全・安心につながる事が分かりました。どうか今後も引き続き、情報発信の在り方について邁進していただきますようよろしくお願いいたします。重ねて、先ほどの答弁にもありましたように、LINEの登録者数の増加にも努めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、再問となりますが、2点目の行政の動画放送の推進についての質問をいたします。

我が国では、人口減少、少子・高齢化など、様々な地域社会の課題について、民主的に合意形成を進めていく上で共生社会の実現が求められます。最近では、広報の一環として、動画配信をしている自治体が急増しております。また、コロナの影響もあり、交流関係人口を拡充するためのオンラインイベントにも動画配信は不可欠であります。このように動画が活躍するシーンは日に日に増えており、録画配信からライブ配信まで動画編集配信するのを業者に委託するのではなく、自前で行うことで、迅速な行政運営の上で強みとなると考えます。また、スマートフォンやタブレットの普及と4Gから5Gといった通信インフラの一般化がもたらした大きな変化は、誰もが気楽に動画を撮影し配信できるようになっております。10年以上前であれば、動画を配信するためには専門的なスキルを持

った人が必要で、簡単なテロップを入れるなどの編集であっても、外注することで大きな費用が必要でございました。この動画配信を阿波市の既存の事業にうまく掛け合わせることであれば、費用対効果が高いと思われれます。動画編集配信に向けての取組も可能であると考えます。各部各課に動画配信をできる職員が当たり前にいる状態を目指してみる価値は高いと思います。阿波市は、ケーブルテレビを自前で保有しております。しかし、阿波市ケーブルテレビのチャンネルの視聴は、市内限定となります。そこで、行政の動画配信を活用することができれば、阿波市の魅力や施策を市内外に配信でき、大変効果があると考えます。

そこで、再問で2点目の行政の動画放送の推進について、町田副市長のお考えをお伺いします。答弁をよろしく願いいたします。

○議長（笠井一司君） 町田副市長。

○副市長（町田寿人君） 北上議員の一般質問1問目、情報発信についての再問、行政の動画放送の推進について答弁させていただきます。

現在、本市における情報発信の主な方法としましては、広報あわ、ケーブルテレビ、市ホームページに加え、市公式SNSでありますユーチューブ、加えて今年4月に開設しました市公式LINEがございます。

北上議員も言われましたように、近年ではインターネットやスマートフォンの普及とともに、SNSが幅広い世代で利用されるようになり、自治体の情報発信においても広く活用されております。本市においても、現在デジタル化を加速するため、内部職員で構成する阿波市デジタル化推進プロジェクトチームを設置しており、PTの役割の一つでありますSNSを活用した情報発信の推進についても計画的に進めているところであります。特に、庁内会議や協議等でのペーパーレス化やテレワークの推進並びにLINEを利活用した、職員と市民の皆様との双方向での情報通信などに積極的に取り組んでおります。

また、議員のご質問の中にもありましたように、行政の情報配信方法といたしまして、現在SNSの中で特に動画配信を行うのに最適なツールとしましては、動画プラットフォームで一番の老舗であり、全国で最も普及しております動画共有サービスのユーチューブが上げられます。本市におきましても、この時代の潮流に後れることのないよう、市公式ユーチューブを一層活用することで、今後動画によるプロモーションや広報活動を行い、阿波市の魅力を発信してまいりたいと考えております。とりわけ、市公式ユーチューブでの動画配信は、費用がかからず、SNSの特徴でもあります時間や場所にとらわれること

なく、いつでも、どこでも使用可能なため、効率的かつ効果的に阿波市の魅力や施策を市内外に配信することが可能であります。また、本市では、指定管理者制度のもと、公設民営のケーブルテレビ放送がございますので、当サービスを有効活用し、市の活性化や魅力向上につながるものにつきましては、市公式ユーチューブへの積極的な配信も実施していきたいと考えております。

今後とも、効率的で、効果的な動画情報配信を強化し、一層他市、他県との本市との交流の促進、関係人口の増加、さらには移住・定住へとつなげてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 北上正弘君。

○7番（北上正弘君） 町田副市長より答弁いただきました。

阿波市の環境であれば、費用面もあまりかからず可能であるとの答弁でございました。

現在、動画放送はケーブルテレビでの放送に限られており、視聴方法はテレビのみとなっております。最近では、若者を中心に、テレビ離れが深刻化しており、令和2年の放送文化研究所の調査によると、毎日テレビを見る人は8割を切っており、10代、20代に至っては、半数がテレビを見ないという結果が出ております。逆に、高速インターネットが普及していますので、テレビでの視聴というスタイルから、動画配信サービスのようなインターネットに接続して動画を視聴するというスタイルが浸透しつつあります。令和3年の総務省の調査によれば、インターネットの利用率は高水準で推移しており、国民の8割以上の方がインターネットを利用されているとしております。年代別におきましても、若年層から50代までが9割以上、60代で約8割、70代においても約6割の方がインターネットを利用しているという結果が出ております。私の知り合いでも、ガラケーからスマートフォンデビューしたという70代の方がいらっしゃいました。理由を少し聞いたんですけど、コロナ禍の影響もあるということで、コロナ禍で県外に住まれている息子とか孫が帰省するのに帰ってこれないということで、お孫さんが、おじいちゃん、LINEしないという話で、そしたら写真も皆送れたり、動画も一緒にLINE通話できるんよという話で始めたそうでございます。そういった方もいらっしゃいます。

インターネットを経由した動画配信により、いつでも、どこでも、阿波市の情報を視聴できる環境が整うことで、阿波市の行政が身近に感じられ、市民の方が関心を持つきっかけとなればと考えております。市民によく見え、分かりやすく、市民が参画できる行政の

推進を目指すためにも、少しずつでもインターネットを利用した動画配信放送を検討していただきたいと思います。

今回、情報発信についての質問で、防災分野と行政分野に特化した内容とさせていただきますでしたが、教育分野や、こういった議会の模様を現すことも、ほかの分野でも言えると思います。

先日、樫原浩二議員が質問の中で、阿波市がんばる農業者応援給付金事業のことに触れておりましたが、そういった事業、施策も、LINEとかでぴこんと見出しだけでもいいんで載れば、私は農業者ではありませんが、農業者に関しては、おお、これはって思うて、次のところに飛んでいけるっちゃうか、それからそのまま申請できるとかという可能性もあると思います。

後藤議員が質問の中で、阿波市デマンド型乗合交通あわめぐりのことに触れておりましたが、その予約方法は、今も電話予約でございます。それをLINE予約とか、いろんな形でインターネット予約とかというんでできれば利用者も増えたりするのではなかろうかと思っておりますので、そういった無限の可能性、無限までとは言いませんが、可能性は広がると思っておりますので、よろしく申し上げます。同じように検討してもらいたいと思います。

これで、私の質問を終わります。

○議長（笠井一司君） これで、7番北上正弘君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後2時5分に再開いたします。

午後1時52分 休憩

午後2時04分 再開

○議長（笠井一司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6番武澤豪君の一般質問を許可いたします。

6番武澤豪君。

○6番（武澤 豪君） それでは、議席番号6番武澤豪、ただいまから一般質問を始めさせていただきます。

今回の質問は、4点です。

まず1点目、ふるさと納税の取組について。

こちらの質問は、令和2年6月と令和3年3月の志政クラブの代表質問でもさせていた

できました。令和2年の質問時には、全国で約5,000億円規模の市場でしたが、総務省ふるさと納税ポータルサイトから令和3年度の実績を調べると、受入額は約8,302億円、受入件数は約4,447万件と、かなり増加しているようです。徳島県内のふるさと納税金額市町村のランキングでは、1位が鳴門市、約4.15億円、全国順位467位、2位が徳島市で約3.46億円、全国順位540位、3位が神山町で約3.37億円、全国順位544位となっているようです。

では、これらを踏まえて、阿波市の年度ごとのふるさと納税の推移はどのように変化してきたのか、答弁願います。

○議長（笠井一司君） 坂東企画総務部長。

○企画総務部長（坂東孝一君） 武澤議員の一般質問の1問目、ふるさと納税の取組についての年度ごとのふるさと納税の推移はについて答弁をさせていただきます。

ふるさと納税制度は、自分の意思で、生まれ育ったふるさとなど、応援したい自治体を選ぶことができる制度であるとともに、寄附者本人が用途を選択することのできる制度として平成20年度に創設されております。本市の過去5年間のふるさと納税の寄附受入額につきましては、平成29年度が約5,050万円、平成30年度が約6,450万円、令和元年度が約6,810万円、令和2年度が7,080万円、令和3年度が約6,310万円となっております。今後におきましても、寄附金は市政運営において貴重な自主財源であることから、引き続きふるさと納税制度を積極的に推進してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 武澤豪君。

○6番（武澤 豪君） 答弁いただきました。

平成29年度が約5,050万円、平成30年度が約6,450万円、令和元年度が約6,810万円、令和2年度が約7,080万円、そして令和3年度が約6,310万円と納税額が減少にあったようです。

質問の前に、鳴門市、徳島市、神山町の全国順位を話しましたが、阿波市の約6,310万円は全国順位で1,161位であるようです。全国には、市町村数が北方領土のものも含めると1,724市町村、その中で1,161位という順位は、決していい数字とは言い難いと思います。令和3年度県別のふるさと納税ランキングでは、1位が北海道で1,217.5億円、次いで2位が宮崎県で463.6億円、3位が福岡県で446.7

億円とあり、四国のトップは、高知県が21位で139.2億円となっており、我が徳島県は、47都道府県中47位で21.1億円とありました。

そんな悲惨なふるさと納税の金額ですが、阿波市にもかすかな光が差してくるビッグニュースが入ってきました。地元新聞の報道で、本年4月に高知県のふるさと納税に大きく貢献された高知県の株式会社パンクチュアルさんが、阿波市にサテライトオフィスを立ち上げる情報がありました。株式会社パンクチュアルは、高知県須崎市に本社を置き、2014年には200万円だったふるさと納税額をたった1年で約6億円にまで延ばし、2020年には21億円を達成した実績のある企業です。

では、再問として、新しくふるさと納税の取扱企業は変わったが、市の取組は何か変化したかについて答弁願います。

○議長（笠井一司君） 坂東企画総務部長。

○企画総務部長（坂東孝一君） 武澤議員の一般質問の1問目、ふるさと納税の取組についての再問、新しくふるさと納税の取扱企業が変わったが、市の取組は何か変化したかについて答弁をさせていただきます。

今年度から、ふるさと納税ポータルサイトで受け付けた寄附に対して返礼品の調達や配送の手配、寄附情報の管理や問合せ対応を行うふるさと納税の中間事業者として、新たに株式会社パンクチュアルに業務を担っていただいております。中間事業者の中でも、株式会社パンクチュアルは、本市にサテライトオフィスを設置し、社員3名が従事しており、寄附者をはじめ、返礼品提供事業者、また本市に対しまして、迅速かつ丁寧な対応や緊密な連携はもとより、他の自治体の受託実績によるノウハウも強みであり、さらには新規返礼品の開拓にたけた事業者であると認識しております。こうしたことから、本市では、株式会社パンクチュアルと連携し、これまでの阿波市特産品認証制度の認証品を中心とした返礼品に加え、本市の農産物などを広く取り入れた返礼品の拡充に取り組んでおり、返礼品提供事業者を直接訪問し、新たな返礼品の考案や新規事業者の開拓などを行っております。こうした結果、令和4年8月末時点では、前年度末の返礼品から68商品が増加し、161商品となっております。

今後につきましても、魅力ある返礼品登録数を増やすことにより、阿波市の魅力を全国に情報発信し、さらなる阿波市ファンの創出、拡大につなげてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 武澤豪君。

○6番（武澤 豪君） 答弁いただきました。

阿波市特産品認証制度の認証品を中心とした返礼品から農産物をはじめとする返礼品の拡充に取り組み、新たな返礼品提供事業者を訪問するなど、返礼品事業者の新規開拓を行い、返礼品は68品目増え161品目に増加したとのことでした。

先日、パンクチュアルのスタッフと代表の方と意見交換の場を持ち、様々な話をしました。パンクチュアルさん自体が実績があることで、様々な自治体からふるさと納税の協力業者として声をかけられたものの、最終的には阿波市を選択されたそうです。では、なぜ阿波市を選択されたのかを伺うと、阿波市には非常にいい農産物や加工品などがあり、徳島県の中でも阿波市ならば十分にポテンシャルがあると考えたからこそ阿波市に事務所を置き、阿波市の発展に尽力したいと思われたそうです。そんな気持ちを持っている協力業者に対し、市も今まで以上に関わることで、生産者や出品者の所得も増え、阿波市の協力業者も潤うことができ、道路の補修工事や少子化対策、子育て対策、デマンドバスの拡充など、様々な要望や次なる一手への投資ができるようになります。今まで以上の結果を残せるように、力を合わせて頑張ってもらいましょう。

以上で1点目の質問を終わります。

2問目に入ります。

阿波市の観光開発についてです。

2025年に開催予定である関西大阪万博にも、コロナが落ち着けば、大勢の観光客が訪れ、そこから派生する徳島県や阿波市への来客も考えられます。議会のほうでも、度々スマートインターチェンジ設置と合わせて観光開発について質問をさせていただきました。私が考える観光開発とは、風景や食事などの思い出をセットにお金を使っていただいでこそであると思います。現在の阿波市では、阿波の土柱やお遍路参り、オープンガーデンなどに注力されていますが、観光客からお金を使っていただく場所がたらいうどんとラーメンが主流であり、これといったお土産も少なく思います。観光開発とは、先ほども申し上げたように、お金を落としてもらってこそ初めて開発が進むのではないのでしょうか。日本には、数多くの観光地があります。宮島のある広島県といえば広島焼き、巨大テーマパークのある大阪といえばたこ焼き、桂浜のある高知県といえばカツオのたたきといったように、観光地には必ずと言っていいほど名物があります。では、徳島県で代表的な食べ物といえばラーメンと、一部の方が話すのが精いっぱいです。

今回は、質問よりも提案に近い形ですが、阿波市に来られる観光客に対して、阿波市の

名物となる飲食物を開発してみたいかということについて答弁を願います。

○議長（笠井一司君） 岩野産業経済部長。

○産業経済部長（岩野竜文君） 武澤議員の一般質問の2問目、阿波市の観光開発についての1点目、阿波市に来られる観光客に対して阿波市の名物となる飲食物を開発してみたいかについて答弁をさせていただきます。

観光は、地方創生や地域の活性化を一層推進するため極めて重要な要素であり、地域内外から来訪した観光客が、目的地における消費行動により、直接的、間接的に地域にもたらす経済効果が期待できるなど、様々な波及効果につながるものと考えております。本市をはじめとする全国の自治体では、地域の稼ぐ力や地域価値を高めるため、創意工夫をしながらまちおこしに向け様々な関係団体等と連携を図りながら取組を行っているところでございます。その取組の一つとして、食文化にフォーカスしたB級ご当地グルメやソウルフードなどは多くの方が町を訪れてくれるきっかけとなっており、食文化が強力なコンテンツとなる可能性を秘めていると考えております。

今後におきましては、議員ご提案の阿波市の名物となる飲食物の開発については、商工会や観光協会、民間事業者などのご意見を聞きながら調査研究を行ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 武澤豪君。

○6番（武澤 豪君） 答弁いただきました。

地方創生や地域の活性化を一層推進するために極めて重要であり、地域の稼ぐ力や地域価値を高めるため、商工会や観光協会、民間事業者などの意見を聞きながら調査研究を行うとのことでした。

今回の質問では、一見全く新しい名産物というような受け取りもできると思いますが、現在阿波市でも頑張られているたらいうどんやラーメンについても新たな発見ができる可能性も十分にあります。答弁にもありましたが、B級ご当地グルメは日本全国に波及し、想像以上の経済効果ももたらしています。市や民間事業者、協力機関が力を合わせ、阿波市の活性化の起爆剤となり得る飲食物の開発に今動くべきであると考えます。質問の最初にも申し上げたように、2025年関西大阪万博は待ってられません。世界に徳島県阿波市をアピールする絶好の機会ではないでしょうか。調査研究も迅速に、それらを生かしたアクションがより早く実現できることを望みます。

以上で2問目の質問を終わります。

引き続き、3問目に入ります。

ヤングケアラーについてです。

最近よくCMでも見かけるようになり認知度も増えつつありますが、ある統計では、「聞いたことがあり、内容も知っている」が29.8%、「聞いたことあるが、よく知らない」が22.3%、「聞いたことはない」が49%とあり、これから大きな社会問題になり得る可能性を大いに秘めております。現在、法令上の定義はないとされていますが、ヤングケアラーとは、障害や病気を抱えていてケアを要する家族がおり、家事や家族の世話をを行う18歳未満の子どもを指す言葉です。子どもが家族をケアすること自体は問題ではないものの、子どもらしく生きる権利が一部妨げになったり、また国や県、市の支援が必要な世帯も当然あるものと考えます。

では、最初の質問として、阿波市のヤングケアラー世帯の把握はできているのかについて答弁願います。

○議長（笠井一司君） 森友教育部長。

○教育部長（森友邦明君） 武澤議員の一般質問の3問目、ヤングケアラー対策についての1点目、阿波市のヤングケアラー世帯の把握はできているのかについて答弁させていただきます。

令和3年3月、国によるヤングケアラーについての初の実態調査結果が公表され、公立中学校2年生の5.7%、1学級につき1人から2人のヤングケアラーがいる可能性があることが分かりました。県においては、令和2年12月に、要保護児童対策地域協議会を通して調査した結果、当協議会が支援する18歳未満の子どもの2%がヤングケアラーに該当すると判断しています。今年度も、市内各校に調査を行ったところ、ヤングケアラーの疑いがある子どもたちが数名報告されています。市教育委員会においては、校長会でこの問題を取り上げ、市内全ての学校においてヤングケアラーについて認識を深めるとともに、児童相談所等をはじめとする関係機関と連携し、適切な対応を行っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 武澤豪君。

○6番（武澤 豪君） 答弁いただきました。

令和3年3月、国によるヤングケアラーの実態調査結果では、公立の中学2年生5.7%、1学級につき1人から2人が対象者である可能性があり、県においては、令和2年

12月に要保護児童対策地域協議会の調査結果では、18歳未満の子どもの2%が該当し、阿波市内では数名報告されているとのことでした。

では、再問として、ヤングケアラー対策をどのように行っているのか、また今後どのように行うのかについて答弁を求めます。

○議長（笠井一司君） 森友教育部長。

○教育部長（森友邦明君） 武澤議員の一般質問の3問目、ヤングケアラー対策についての再問、ヤングケアラー対策をどのように行っているのか、また今後どのように行うのかについて答弁させていただきます。

報告のあった児童・生徒の対応としましては、学級担任や養護教諭等が毎日の様子の変化などに気を配るとともに、学校の教職員全体で共通理解を図り、組織的に対応しています。子どもたちの中には、自分の権利を侵害されていることも自覚しておらずSOSを出せない子どもや、困り事を感じているにもかかわらず、どこに相談してよいか分からない子どもも多くいるので、保健室や相談室などの気軽に相談できる場を提供しています。また、LINEを活用した、とくしま「生徒の心の相談」2022や24時間子供SOSダイヤル等の相談窓口について、学校を通じて子どもたちに伝えています。

潜在化しがちなヤングケアラーを早期に発見することが重要であるため、各小・中学校においても早期発見・把握に努め、今後さらにスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、阿波市要保護児童対策地域協議会等の連携を図り、子どもたちや保護者への支援を行ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 武澤豪君。

○6番（武澤 豪君） 答弁いただきました。

答弁の中で報告のあった児童・生徒に対して組織的に対応し、保健室や相談室などの気軽に相談できる場を提供すること、LINEを活用した、とくしま「生徒の心の相談」2022や24時間子供SOSダイヤル等の相談窓口について学校を通じて伝え、早期発見・把握に努め、支援を行うとのことでした。さきの6月議会でも質問したスクールカウンセラーも同様に、より子どもたちが相談しやすい環境づくりをお願いいたします。

阿波市では、令和4年4月1日施行の阿波っ子条例があり、その中では子育てするなら阿波市を合い言葉に、子育て支援の更なる充実に阿波市全体で取り組み、阿波っ子が元気いっぱい笑顔で育つまちづくりの実現に向けてこの条例を制定しますとあります。また、

第4条では、(1) 安心安全に笑顔で生きること、(2) 遊んだり、学んだり、元気いっぱい生きること、(3) 夢に向かって、自分の持っている力を発揮することができること、(4) 家庭や学校等、地域等のあらゆる場で、自分の意見を言うことができることとあります。中学・高校時代というのは、人生において非常に貴いものであると思います。先日の夏の甲子園大会で、優勝校の監督が多くの方から称賛を得た言葉があります。青春は密、この言葉はまさにヤングケアラーの補助を必要としている世代には深く響くものです。阿波っ子条例にのっとり、阿波市や県が一体となり、若者の不安を取り除き、よりよい青春を送れるように今後も支援をお願いいたします。

以上で3問目の質問を終わります。

最後の4問目に入ります。

近年では、インターネットは、パソコンやスマートフォンをはじめとした通信機器はもちろん、家庭用ゲーム機、さらには各種家電製品にまで実装されるようになりました。また、直接アクセスする機器だけでなく、多様な場面、部門でインターネットは活用されており、電気や水道と同レベルの生活に欠かせないライフライン的な立ち位置を示しております。総務省の発表によりますと、昨年9月末時点のインターネットの普及率は82.9%となっております。1997年末では普及率は9.2%しかありませんでしたが、20世紀末から21世紀にかけ急速に上昇し、2005年末には70%を突破しました。以後、成長率は鈍化しておりますが、上昇は継続しております。このように、現在私たちの周りにはインターネットがごく身近にあり、インターネットがなければ不便さを感じてしまうほど生活に欠かせないものとなっております。

そこで、阿波市のインターネットを利用するためのプロバイダー契約における内容はどのようなのかについてお伺いします。

阿波市においては、電気通信事業者として、現在は株式会社STNetが選ばれており、株式会社STNetが提供するPikaraの契約をされている方が多数いるかと思っております。インターネットに詳しくない方の場合、取りあえず市と回線の賃借締結をしている業者を選べば安心ということもあるのではないのでしょうか。もちろん、ほかに契約できるプロバイダーがあるのかやプロバイダーの数が多いのでどれを選べばいいのか分からないといったことも要因の一つではあると思います。以上のことから、プロバイダー契約に関して詳しくお聞かせいただけたらと思いますので、企画総務部長の意見をよろしく願います。

○議長（笠井一司君） 坂東企画総務部長。

○企画総務部長（坂東孝一君） 武澤議員の一般質問の4問目、市のプロバイダー契約について、阿波市のインターネットを利用するためのプロバイダー契約における内容はどうかとのご質問に答弁をさせていただきます。

本市では、平成17年から平成19年の3か年で、ケーブルテレビ施設をはじめ、光ファイバー網を市内全域にわたり整備を行いました。整備した光ファイバーのよりよい活用を目的として、音声告知器をはじめ、インターネットやIP電話サービスをより有効に提供するため、使用权を取得する登録電気通信事業者の同意なしには契約を破棄することができないIRU契約について事業者選定を行った結果、本市では前電気通信事業者であるソフトバンク株式会社との間で平成19年度に契約を締結し、以後10年間、これらのサービスを提供してまいりました。その後、平成29年度末の契約満了に伴い、通信事業者を公募した結果、現在の提供事業者として株式会社STNetを選定し、引き続き市民の皆様へ切れ目のないサービスの提供を行っているところでございます。現在、本市内で利用できるプロバイダーは、株式会社STNetが運営するPikaraはもとより、インターネット提供エリアのカバー状況にもよりますが、他の通信事業者も運営しており、市民の皆様の自由な選択によりプロバイダーを決定していただけるものとなっています。今後におきましても、市内全域に整備した光ファイバー網を有効に活用し、市民サービスの向上に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 武澤豪君。

○6番（武澤 豪君） 答弁いただきました。

契約を破棄することができないというIRU契約の趣旨がよく分かりました。

また、このような多様性の時代、市民の皆様がプロバイダーを自由に選択できる環境づくり、まちづくりが必要だと思えます。ぜひ、阿波市におきましても利用者の立場に立ち、インターネットを利用する全ての市民が納得いくような通信行政を行うことができ、今後も引き続きプロバイダーの選択肢の在り方について邁進していただきたいと思えます。

また、住民の署名活動などにより、現在の状況に納得できず、プロバイダー選択の工事等の依頼も今後来ることが考えられます。そういった場合に、住民の声を拾い上げ市政に反映していただけるようお願いいたします。

今回の質問はこれで終わりますが、今後この質問内容の実行状況に注視し、再度質問をさせていただくこともありますので、しっかりとした対応をよろしく願いいたします。

以上で全ての質問を終わります。

○議長（笠井一司君） これで、6番武澤豪君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後2時45分に再開いたします。

午後2時36分 休憩

午後2時45分 再開

○議長（笠井一司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番黒川理佳さんの一般質問を許可いたします。

1番黒川理佳さん。

○1番（黒川理佳さん） 1番黒川理佳でございます。

お昼御飯を食べてから4人目ということで、疲労も見えることかと思いますが、質問といたしましては2問、障害者の地域生活支援拠点等事業についてと給食についてです。で、できる限り明朗快活に進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

現在、社会は第7波と呼ばれるコロナ禍の渦中でございます。未曾有の伝染病に翻弄されながら手探りで対応の中、2年半が過ぎようとしております。自分のすぐ身近な人が次々とコロナになったという話を聞き始めた矢先私も濃厚接触者としてコロナを身近に感じた一人となりました。自身は陰性ではありましたが、今までのように行動できない不安感と、またスケジュールをキャンセルすることへの憤りを感じる待機期間を過ごしました。そんな中、保健所の方、医療関係の方々、また関係者の方々におかれましては、日々身を削るような思いで対応してくださっていることへの感謝の念しかございません。そうした中、行動制限はほぼなくなり、社会は経済を止めないという方針にかじを切り始めました。少しずつイベントも開催されるようになり、阿波踊りや花火に人々の笑顔が見られることもありました。これに対しては、日常が戻りつつあるのかという安堵感と感染が拡大するのではとの不安感を抱えるという何とも奇妙な心持ちで日々を過ごす方も多いのではないのでしょうか。そしてその中で、混乱から抜け出せず、翻弄され続けているのが子どもやお年寄り、障害者の方ではないのでしょうか。コロナだからしょうがない、その言葉

を何度つぶやき、つぶやかれ、我慢をしてきたのでしょうか。そして、この方々は、自分だけでなく、家族の方の支えも必要とされる場合が多いかと思います。そうすると、しようがないという言葉が、本人だけでなく、その家族をも取り巻いてしまいます。今回は、その中でも障害者の方に焦点を当て、質問に入らせていただきます。

折しも、広報あわ9月号に障害者の地域生活支援拠点等事業の記事が載っていました。この事業は、厚生労働省が出した指針を受け段階的に取り組み、全国的にも整備されるようになってきました。徳島県も、市町村で対応している過程の途中だと思います。

そこで、第1の質問として、障害者の地域生活支援拠点等事業について、現時点での進捗と今後の動きについてお聞かせ願えたらと思います。

○議長（笠井一司君） 稲井健康福祉部長。

○健康福祉部長（稲井誠司君） 黒川議員の一般質問の1問目、障害者の地域生活支援拠点等事業について、現時点での進捗と今後の動きについてご答弁をさせていただきます。

地域生活支援拠点等事業は、障害者の重度化や高齢化、親亡き後を見据えて、地域で安心した生活が送れるよう関係機関が協力し合い、障害のある方を切れ目なく地域で支え合う体制の構築を目指して進めている事業でございます。阿波市では、吉野川市と構成している東部第2サブ圏域自立支援協議会で協議を進めており、令和3年度から当該事業を開始いたしております。現時点での進捗といたしましては、まず緊急時受入れ事業を実施する事業所を確保するため、圏域内の障害福祉サービス事業所に説明会を実施し、その結果、緊急時の受入れ対応につきましては、8事業所が登録をいたしております。また、緊急時受入れ事業を利用するに当たり利用者の事前登録が必要であることから、広報あわや阿波市ホームページで周知を行っているところでございます。

なお、国の基本指針では、地域生活支援拠点等の機能の充実のため、年1回以上、運用状況を検証及び検討することを基本としておりますが、これまでは新型コロナウイルスの感染拡大により自立支援協議会が開催できず、運営状況の検証等が十分できていない状況となっております。今後、新型コロナウイルス感染症の拡大状況にもよるところでございますが、自立支援協議会において、利用者や家族からの意見、要望を踏まえた、必要な機能が備わっているかを検証し、拠点等の機能の充実を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 黒川理佳さん。

○1番（黒川理佳さん） ただいま答弁にありましたように、地域生活支援拠点等事業と

は、障害者の親亡き後を見据え、地域全体で支えるサービス提供体制を構築することであり、阿波市は、吉野川市と構成する東部第2サブ圏域の自立支援協議会での協議を行うため、市の単独事業ではないということで、コロナ禍の中、ギアを上げて進めていくのはなかなか難しい状況だとはお察しします。ただ、せっかく阿波市も令和3年度から事業を策定しているとのことですから、その周知が令和4年9月号の広報に載るのはとてももったいないことだと感じます。せっかくの制度、やはり周知は早く市民に届けていただきたいものです。しかも、先ほど答弁にありました緊急時の受入れ対応については、東部第2サブ圏域だけでなく、阿波市独自で対応も行っているとお聞きしました。ここに独自で予算をつけることができたということは、阿波市としてとても頑張っていたのではないかと思っております。この市としての頑張りは、何度も重ね重ねになりますが、ぜひ早めに周知していただきたいところでもあります。現在、この緊急時の受入れ対応に8事業所が登録しているということではありますが、まだまだ運用していくには、事業者、利用者ともに周知と理解が不十分な、言わば未完成の事業であると感じます。せっかく市としての動きをしても、周知と実働がなければ、市民には伝わってきません。今現在も事業者がお休みになり、在宅で声を上げることもできずに、日々を耐えているご家庭があります。在宅での対応が余儀なくされていますが、家庭に入ってしまうと、声が聞こえづらくなります。自助は、あくまで共助、公助が来るまでの一時しのぎであるということを一歩認識していただかなくてはなりません。制度をつくるということは第一歩を踏み出したにすぎないということで、今後も検証及び検討を重ね、あってよかった、阿波市でよかったと、安心できる制度へと充実させていっていただきたいと考えます。これは、地域の拠点事業ということで、阿波市に住んでいる障害を持つ方々が親亡き後も安心して阿波市で住んでいくことができるように、ケアをする人に何かあっても阿波市だから大丈夫と安心することができる市にしていく必要があります。

先ほど、武澤議員もおっしゃったように、ヤングケアラーという言葉も耳にするようになりました。ケアラーとは、端的に言えば、ケアを無償で行う人のことで、主に家族や親族などが当てはまります。今後、少子・高齢化でケアラーの人口は増え、負担もますます増えていくことが予想されております。昨日は、樫原浩二議員が出産でのキャッチフレーズを考えておられましたが、私も、子育てするなら阿波市に加え、ケアラー住むなら阿波市というキャッチフレーズを考えてきております。こちらは著作権フリーですので、ぜひ子育てするなら阿波市の隣に、昨日の赤ちゃん産むなら阿波市、そしてケアラー住むなら

ら阿波市との懸垂幕をかけていただき、優しい町としての阿波市を周知していただきたいなど考えております。誰一人残さない、優しい阿波市として、地域生活支援拠点等事業のできるだけ迅速な実現に向け進めていっていただけることを切にお願いいたしまして、第1問目の質問を終わらせていただきたいと思います。

続いて、第2問目の質問に入らせていただきます。

前回、質問させていただきましたのが、給食について、有機野菜の導入や県内産、阿波市産小麦の活用の検討です。こちらについては、安定供給や価格の観点から課題があると認識はしているが、課題解決が図られた場合、給食への取り入れも検討するとの答弁をいただきました。前回、農業振興課のほうからも、阿波市は農業立市として19もの品目の青果が県内ナンバーワンの出荷率を誇るという答弁をいただきました。出荷率県内ナンバーワンの阿波市が、さらに有機にも力を入れているという動きは、日本国内だけでなく、世界にも誇れる政策だと言えます。現行農業で出荷率ナンバーワンで、さらに有機にも力を入れる阿波市、そして逆に、有機だけでなく出荷率県内ナンバーワンを誇る阿波市という、両サイドともに強みとして訴えることができれば、これは阿波市のイメージ戦略としては相乗効果の生まれる優良の戦略だと考えます。そして、そんな農業立市である阿波市が最も力を入れるのが学校給食なんですということを訴えることができれば、これほど強いイメージ戦略はないのではないのでしょうか。農業を売りにできるほどの町はどこでもできるというものではありません。作物を作るための肥沃な土地やある程度の規模、作る人がある程度いるという条件がこれほどそろっている市町村がほかにどれだけあるのでしょうか。私たちは、まず阿波市の誇れる最大の武器である農業の価値を知っておく必要があります。先ほど、武澤議員のほうからもふるさと納税のお話のときにありましたように、県外の方はこの阿波市のすばらしさをとても知ってくれています。阿波市民こそが、この阿波市の農業力というのをもっともっと知っていただきたいと感じております。この最大武器である農業を未来の宝である子どもに最大限に生かせるフィールドとして学校給食を位置づけたいと考えますので、子育てするなら阿波市のお母さん代表議員といたしましては、どうしても給食関係の質問が多くなってしまいますことをどうぞご了承くださいと思っています。

さて、9月に入り外を見れば、黄金の実をたわわにつけた稲が収穫の日を今か今かと待ちわびています。風に揺れる稲穂を見るたび、豊かだなと感じる風景がそこここに見られます。しかし、そんな豊かな風景にも、社会の現状は非情な現実で突き返します。令和3

年の秋から米の取引価格が大幅に下がりました。消費者としては、一見米の販売価格が下がり、うれしいニュースに捉えることもできるかと思いますが、それも少し未来へ想像力を働かせると、すぐに悲痛な現実と直面することが分かります。米の販売価格が安くなるということは、農家の方の離農が進みます。作る人がいなくなれば、価格は上がり、さらに質も下がってくるかもしれません。買えば何でも手に入る時代といえども、作り手がいなければ成立はしないという大前提のことを頭から置き去りになってしまう昨今に危機感を覚えます。

昨日、中野議員の質問にもありましたが、島国である日本が食料自給率3割程度しかなく、しかも離農が進んでいるという現実、決して楽観視していいことではありません。また、資材や肥料の高騰により農業が続けられずに、田や畑を手放してしまう方も急増しております。学校給食における材料費も値上がりが見込まれており、今までどおりの価格での提供は難しくなるのではないかと懸念しております。こうした中、石井町は完全米飯化を実現しました。また、県内でも、徳島市で4.5回、鳴門市、佐那河内村で週に4から5回と、米飯回数の増加の動きも出てきております。阿波市の給食は、現在米飯はおおむね3回、パン食は2回となっておりますが、ここで第2問目の質問といたしまして、完全米飯化に向けての阿波市の見解を示していただけたらと思います。

○議長（笠井一司君） 森友教育部長。

○教育部長（森友邦明君） 黒川議員の一般質問の2問目、給食についての1点目、完全米飯化に向けての市としての見解はについての質問に答弁させていただきます。

現在、阿波市学校給食センターでは、米飯給食がおおむね週3回、パン給食は週2回となっており、食育を推進するという中で、和食、洋食、中華を含め、バランスのよい、多様なメニューが提供できる主食数となっていると認識しております。参考までに申し上げますと、徳島県内8市の米飯給食の提供回数は平均して週3.7回であります。

米飯給食には、日本の伝統的な食習慣の形成や地元の食文化を通じた郷土への関心を深めるとともに、本市が取り組む地産地消や食育の推進に効果が大きいと考えられます。一方、パン給食は、その日の朝焼いたものが提供され、徳島県産米粉10%を含んだ小麦粉や国産全粒粉を使用したパンを提供しており、子どもたちが自ら作るセルフバーガーやセルフホットドッグなど、多様な献立となっております。また、揚げパンや黒糖パンなども子どもたちに人気のメニューの一つとなっております。このようなことを考慮し、米飯給食の提供回数につきましては、米飯給食、パン給食に対する児童・生徒や保護者のニーズ

等、意見も伺いながら調査研究してまいりたいと考えております。今後も、阿波市の児童・生徒に、新鮮で安全・安心な学校給食の提供を続けてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 黒川理佳さん。

○1番（黒川理佳さん） ただいま阿波市の完全米飯化についての見解を答弁いただきました。

確かに、おっしゃるように、献立の中で子どもたちが楽しみにしているパン食もあります。実際に、私の子どもも、きな粉パンやセルフバーガーの日などは楽しみにしていて、給食が楽しみだと学校生活にも張りが出るようです。ただ、近年の生活習慣の変化で、朝にパンを食べてくる子のほうが増えているのも事実だと思います。朝にパンを食べ、昼もパン食で、そして夜にはパスタやラーメンという1日のメニューは、容易に想像できる一例ではないでしょうか。小麦は食べやすくおいしいのですが、どうしても油や糖質が多くなるメニューが増えてしまいます。また、血糖値が早く上がるため、満腹感はすぐに得られるのですが、腹持ちが悪く、おなかですきやすいため、ついつい多めに食べてしまったり、間食も取りやすくなってしまいます。徳島県は、糖尿病がワーストワンやツーという不名誉な記録があり、さらに阿波市はその中でもトップに君臨します。それは、子どもたちにも当てはまり、肥満の増加が懸念されております。私の前職である体力向上指導員も、園児や児童の肥満防止の側面があったかと思えます。市の対策として、運動や食事指導で糖尿病予防の働きかけもたくさんされていると思います。そうした阿波市だからこそ、米飯化という献立の検討もあってもよいのではないのでしょうか。また、米飯化は、米の下落対策の一つとしても考えられるのではないのでしょうか。阿波市が誇る農業と未来の宝である子どもたちをどちらも守るという観点で動いていただき、いきなり全部でなくても、米飯の回数を少し増やす、または中学校だけでも取り入れてみるなど、検討しやすいところから始めていってもいいかと思えます。それが、有機の食材や、さらに阿波市産といったものであれば言うことはないのですが、そこに行くまでにはクリアすべき課題が多々あることも存じておりますので、そちらはまた後々考えていきたいと思っております。

課題や問題については、点でなく面で捉えたいと常々考えております。今回も、教育委員会の部長に答弁をいただきましたが、実際は教育委員会だけでなく、農業振興課、また健康推進課、さらには学校給食会やJAなど、多岐にわたって連携を取る必要があるとも

考えております。どちらがよい、こうしなければならないというのではなく、来るべき未来に意識を向け、プランBを常に考えておける市でありたいと思っております。そのためにも、今後とも勉強を続け、最良の質問を届けていきたいと考えておりますので、市のほうも熟考の上、迅速な対応をしていただけますようお願いして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（笠井一司君） これで、1番黒川理佳さんの一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後3時09分 休憩

午後3時12分 再開

○議長（笠井一司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番野口加代子さんの一般質問を許可いたします。

3番野口加代子さん。

○3番（野口加代子さん） 議席番号3番野口加代子です。

マスクか、ごめんなさい。すいません。最初からすいません。

議席番号3番野口加代子です。4月からお世話になっております。第2の人生も、たくさんの方に優しく接していただき、感謝の日々を過ごしています。今回初めて、3項目1点目、自然災害の対応について、2点目、公園施設について、3点目、旧商工会議所の撤去跡のことについて。今、胸がドキドキしています。どうかよろしくお願ひします。

一般質問に入る前に、少し時間をいただきます。

私は、阿波市が好きです。大好きなんです。市議会議員は、市民に一番近い政治家です。だから、一生懸命自分が経験してきたことを生かして、命と生活を守りたいんです。守っていききたいんです。この町をよりよくしたい、こんな思いもあり、第2の人生、駄目もとで市議選に挑戦しました。その結果、このような機会を与えていただきました。――  
――。 （13字取り消し）

阿波市には、世界に誇れる阿波市民憲章があります。阿波市民憲章は、よく皆さんも聞くとお思いますけども、「あすに向かって人の花咲くやすらぎ空間、阿波市」の創造を目指して定められています。阿讃山脈と吉野川に囲まれた豊かな自然、輝かしい歴史や伝統に培われまして、この町に生きる喜びと誇りを持つこと、しかし現実はこの未来への課題があるのが現実です。行動目標として、5つあります。1つ、気持ちのよいあいさつ

をし笑顔いっぱいのまちをつくります。1つ、自然や公共物を大切にし、清潔で美しいまちをつくります。1つ、だれにも親切にし、優しさのあふれるまちをつくります。1つ、元気いっぱい仕事に励み、人が輝くまちをつくります。1つ、趣味や特技を磨き教養を深め、心豊かな文化のまちをつくります。5つありますけど、お金も要らず、すぐにできます。そんなよき行動が満載の阿波市民憲章です。阿波市民憲章にある行動であったりとか生き方、または心がけができたなら、今あるロシア、ウクライナの戦争もありません。いじめもないでしょう。命を奪ったり、自ら命を絶つこともない。または、そのようなことがあっても、減少した社会になることでしょうか。市民憲章をこれからも大切にしたいまちづくりを皆さんとともに目指したいです。

前置きが長くなりました。ただいまより一般質問をさせていただきます。どうぞよろしくをお願いします。

自然災害の対応について5項目の質問をします。1つ目、自主防災組織及び小学校区自主防災組織連合会の結成状況と未結成小学校区への結成に向けての対策は。2つ目、災害時における避難所のトイレの利用は可能か。3つ目、災害時に避難所で使用する備蓄品の確保はできているのか。4つ目、車での避難生活をする方に対するの対応策は。5つ目、医療提供はどのように確保するのか。1つ目から5つ目まで続けて答弁をお願いします。よろしくをお願いします。

○議長（笠井一司君） 吉川危機管理局長。

○危機管理局長（吉川和宏君） 野口議員の一般質問の1問目、自然災害への対応について幾つか質問をいただいておりますので、順次答弁させていただきます。

まず、1点目の自主防災組織及び小学校区自主防災組織連合会の結成状況と未結成小学校区への形成に向けた対策はにつきましては、自主防災組織は、私たちの地域は私たちで守るという精神と連帯感のもと、自主的に形成し、防災・減災活動を行うための組織であります。現在、自主防災組織の結成率は94.5%であり、小学校区ごとの連合会につきましては、林、御所、八幡、土成、市場、一条、大俣の7つの小学校区で連合会が結成されております。本市では、未結成の小学校区への働きかけを強化しており、自主防災組織連合会の重要性や必要性について、防災訓練や防災講話などを通じて説明しているところでございます。今年度は、伊沢小学校区において手続を進めており、8月19日に設立説明会を開催し、設立が承認され、10月28日に設立大会を開催する予定でございます。今後も、引き続き地域と一体になり、自主防災組織連合会の結成を推進するなど、誰もが

安全・安心して暮らせるまちづくりの実現に向け、防災・減災対策の充実強化を図ってまいります。

次に、2点目の災害時における避難所のトイレの利用は可能かにつきましては、大規模災害発生時の市内避難所につきましては、指定避難所33か所と福祉避難所11か所の合計44か所を指定しており、停電や断水した場合でもトイレが使用できるよう、簡易トイレ370台、トイレ処理セット9万8,400セット、トイレットペーパーは6,500巻を備蓄しております。これは、平成29年7月に徳島県が公表しています中央構造線・活断層地震の発生時における本市の避難者想定数5,200人の3日分を賄える計算となります。

次に、3点目の災害時に避難所で使用する備蓄品の確保はできているのかにつきましては、主な避難所には、感染症対策とプライバシー保護の観点から、パーティションやシェルター、テントなどの器材や空気の循環など環境改善のためのスポットクーラーや発電機などを整備し、避難所生活の質の向上に努めております。そのほか、食料（アルファ化米）や飲料水、毛布などの生活物資の備蓄品につきましては、令和6年度末の備蓄完了を目標に計画的に進めております。飲料水や液体ミルクなどは、保存期限に合わせてローリングストックにより更新しています。本年4月1日現在、飲料水を除き、計画の備蓄数量を確保しており、指定避難所の拠点である中学校及び防災倉庫に保管しております。

次に、4点目の車で避難生活をする方に対する対応策につきましては、小・中学校のグラウンドにおいて車中泊やテント泊のスペースを確保するよう計画しており、車で避難された方につきましては、グラウンド併設の指定避難所で登録していただくことにより、食料や支援物資の提供をはじめ、指定避難所に避難された方と同様の対応が可能となります。今後におきましても、市民の皆様が主体となったスムーズな避難所運営の体制が構築できるよう努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 稲井健康福祉部長。

○健康福祉部長（稲井誠司君） 続きまして、健康福祉部から、5点目のご質問、医療提供はどのように確保するのかについて答弁をさせていただきます。

本市におきましては、災害・事故等時の医療救護に関する協定書を阿波市医師会と締結しており、医療救護活動を円滑に実施するための体制が構築されております。具体的には、災害の状況により、市内の吉野保健センター、土成中央公民館、市場総合福祉センタ

一、阿波健康福祉センターの4か所において必要に応じ医療救護所が設置され、災害時の迅速かつ円滑な医療提供が可能となっております。また、医療救護所に対応できない傷病者の受入れや医薬品等が不足する場合は、災害拠点病院や災害医療支援病院に要請し、支援を受ける枠組みも構築されております。加えて、本市職員である保健師、看護師、管理栄養士の専門職と事務職員により保健衛生班を構成することとしており、救護活動をはじめ、避難所における環境整備や避難者の健康管理、要援護者の安否確認と医療・福祉・介護サービスの連携、在宅者の家庭訪問などの活動を行います。今後におきましても、災害時に備え、平時から危機管理意識を強く持ち、ふだんからできる対応を確実に行うとともに、阿波市医師会をはじめとする関係機関との連携を密にし、災害時における確実な医療提供に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 野口加代子さん。

○3番（野口加代子さん） 吉川危機管理局長、健康福祉部長稲井様、ありがとうございました。今回の答弁にて、災害時の公助の力量の現状であったりとか対策内容を知ることができました。

自助、共助、公助と、最近よく耳にします。災害がいつ起こっても不思議でない現状です。まずは、自分の身を可能な限り自分で守る、そのためには自助、日頃の訓練の参加であったり、学習も必要です。次に、家族や近隣住民との助け合い。自助では、3日間の飲料水や食べ物の確保がとても大切になってきます。私自身は、自助、共助がまだまだ弱い状況下で暮らしています。今回の公助の内容も参考にし、イメージして、自然災害に備えます。情報発信は、準備の強化の足がかりになると思います。これからもよろしくお願いします。

私は、6月19日に、市場小学校区自主防災訓練に参加しました。得るものが多い訓練でした。何十年も会ってない、懐かしい方々にも会えて、とてもうれしかったです。退職後、防災士の資格を取り、生き生きと活躍するボランティアに励んでいる姿は輝いて見えました。自治会未加入の方が15名参加されてました。事前の音声告知放送の周知により、参加となったようです。訓練には、愛犬を連れての参加もありました。避難所でのペット同伴施設依頼もありました。今後、また考えていってください。

災害時には、水洗トイレが使えません。我さきにトイレに駆け込んで、水が流れないので使用してしまったら、その後は大変なことになります。8月3日、議会事務局、笠井一

司議長の配慮で、オンラインで災害時に命を守るためのためのトイレ対策、NPO法人日本トイレ研究所代表理事様の話を聞く機会に恵まれました。資料で見るトイレの状況は、思い出したくない、もう見たくないような、美しくない光景です。排せつは我慢できないし、ほかの人にも話しづらいことであるので、備えが必要です。トイレ衛生が不十分であれば、健康被害はもちろんのこと、避難所が劣悪な状況となり、感染症が蔓延、衛生環境が悪化します。阪神・淡路大震災の教訓が生かされておらず、東日本大震災でのトイレ衛生事情は深刻なものだったとのこと。災害時のトイレ衛生は、全ての人が力を合わせてシステムを検討する必要があります。今後、住民との学習も必要です。ぜひそのような機会を計画して、市民の方に周知してほしいです。可能なら、災害を題材にした映画も上映等をしてほしいです。

答弁の中で1つ気になることがあります。飲料水の確保が計画に達していないとのことですが、命の水は大切です。家庭でも準備しても、すぐに期限が切れちゃったりしますが、大変なことだとは思いますが、今後考えていってほしいです。阿波市にはたくさん大きなお店がありまして、水とか、いろんな食料品とかをすることができます。でも、何かあれば、皆さんは買占めをする行動に移るような人もいます。私にはまだそういう勉強ができていませんけれども、またそういうので買占めが防止されて、皆さんに欲しいものが行き渡るようなことを構築していただけたら安心です。

先ほど、災害時に水洗トイレは使えませんかとありましたけれども、先日ユーチューブでいいものを見ました。トイレに、1番にビニール袋をかけて、それにビニール袋を二重にして、ペットのシート、おしっこシートですね、それを入れ込むっていうたら、特別に防災のトイレを買わなくても使える。そんなの見て、ビニール袋をいっぱい買ったんですけど、また勉強したら、袋は透明じゃなくて黒のビニール袋がいいそうです。それも、小さいほうがたくさんあったらいいということで、また私は買いに行きました。市議会議員になって、私はトイレ、トイレばかり言っています。だけど、とても大切なことです。自然災害の公的支援の内容の充実をこれからも引き続きよろしく申し上げます。答弁ありがとうございました。

1つ目の質問はこれで終わります。

次に、2問目の質問に移らせていただきます。

公園施設についてです。

1つ目、トイレの管理はどのように行っているのでしょうか。2つ目、老朽トイレ施設

の更新を考えているのでしょうか。1つ目の質問、2つ目の質問を続けて答弁をお願いします。よろしく申し上げます。

○議長（笠井一司君） 岩野産業経済部長。

○産業経済部長（岩野竜文君） 野口議員の一般質問の2問目、公園施設についてのご質問を2点いただいておりますので、順次説明をさせていただきます。

まず、トイレの管理はどのように行っているのかについて答弁をさせていただきます。

公園施設は、緑豊かで快適な住環境の形成に大きな役割を果たしているほか、スポーツやレクリエーションの場、健康づくりや交流、憩いの場、さらには子どもの遊び場として重要な施設であります。その一方で公園に設置しているトイレ施設は、老朽化への対応や効率的な管理運営などが課題としてあります。現在、市内の公園に整備しているトイレ施設は19施設あり、利用者の方が衛生的かつ快適にご利用いただけるよう、日常の清掃などにつきましてはシルバー人材センターや福祉事業所、地域の市民団体などに委託しており、施設の点検や不具合の報告も併せてお願いしています。また、施設等で不具合や故障の報告があった場合は、現地確認により現状を把握した上で、軽微なものは担当部署で、専門的な知識や技術が必要なものについては専門業者に対応をお願いするなど、トイレを利用される方が快適に利用できるよう、迅速な対応に努めているところでございます。

次に、2点目、老朽トイレ施設の更新を考えているのかについて答弁をさせていただきます。

小規模なトイレ施設など含め、公共施設の管理については、財政状況の勘案はもとより長期的な視点を持つとともに、人口減少、少子・高齢化などの社会情勢の変化や求められるニーズを的確に反映しマネジメントすることが求められております。このため、本市では、公共施設の管理における課題の整理や今後の在り方などを定めた公共施設個別管理計画を平成29年度に策定し、公共施設の計画的なマネジメントに取り組んでおります。

議員お話しの公園内の老朽トイレ施設の更新につきましては、今後利用者のニーズや周辺施設の状況、費用対効果などを総合的に検証し、対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 野口加代子さん。

○3番（野口加代子さん） 答弁ありがとうございました。

私の議員活動は、犬の散歩のマナー違反の相談から始まりました。そして、看板の手配から始めました。今年より、5月1日は土柱の日となりました。徳島新聞の一面に大きく載っていました。市外からの美しいご婦人数名が土柱を観光し、トイレの不備を市内の知人に報告したようです。阿波市はどうなっているんですかと、怒られたそうです。また、以前から気になっていた、地元公園のとても美しくないトイレの存在がありました。私は、議員になったら一番に手がけたかったトイレでした。最近はそのトイレも、公助であったりとか、ボランティア清掃などで手をかけることによって、少しずつきれいになってきました。災害時には、このトイレは農村公園の宝物になると思います。大切にしたいと思っています。トイレの美化は必要です。公園には、安全で安心して使用できるトイレは必要なんです。もちろん、使用者のマナーも大切です。答弁の中に、老朽化への対応や効率的な管理運営などの課題があるとありました。どうかその課題を少しずつでも対処して行ってほしいです。本当に市内にはあちこち点在のトイレがあり、数も多く、管理は大変だと思います。住民の方のボランティアとかも必要だと思います。しかし、阿波市民憲章に掲げています、自然や公共物を大切に、清潔で美しい町をつくりたい。に、皆さんの力で進みたいものですね。これからもよろしく願います。

最後の質問、3つ目に移ります。

阿波市市場町市場町筋の旧商工会撤去後の跡地について、まだ建物は立ってます。まだ撤去はされていません。跡地の有効活用策は計画されているのか、答弁よろしく願います。

○議長（笠井一司君） 坂東企画総務部長。

○9番（坂東重夫君） 野口議員の一般質問の3問目、旧商工会撤去後の跡地について、跡地の有効活用策は計画されているのかとのご質問に答弁をさせていただきます。

令和3年に阿波市商工会が、本市市場町市場から市場興崎に移転したことに伴い、それまで商工会館として機能していた市場町市場の建物及び土地については、その役割を終えたところであります。今後、建物の所有者である商工会による撤去が予定されており、その後の利活用については、土地の所有者である阿波市において取り組んでいくこととなります。旧商工会跡地については、現時点において具体的な有効活用策は定めておりませんが、周辺に図書館、公園等があり、利便性にも優れた場所であることから、今後地元の方々などとも協議を行い、有効活用に向け検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 野口加代子さん。

○3番（野口加代子さん） 坂東企画総務部長、ありがとうございます。

今後、幼児から年配の方まで幅広い年齢層の人が楽しめるような場所になるように、よろしくをお願いします。

商工会といえば、以前大名行列などで利用していた施設です。そこが主催で企画してくれて、私自身も3回ほど若かりし40代のときに参加させていただき、楽しませていただきました。トイレがないからそういうイベントができないっていうのは、つらいです。また考えていただけたらとてもありがたいです。

これで、私の一般質問を終わります。これからも、今まで同様の温かいご指導をよろしくをお願いします。ありがとうございました。

○議長（笠井一司君） これで、3番野口加代子さんの一般質問が終了いたしました。

~~~~~

- 日程第 2 議案第 4 1 号 令和 3 年度阿波市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 議案第 4 2 号 令和 3 年度阿波市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 議案第 4 3 号 令和 3 年度阿波市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 議案第 4 4 号 令和 3 年度阿波市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 議案第 4 5 号 令和 3 年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 議案第 4 6 号 令和 3 年度阿波市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 議案第 4 7 号 令和 3 年度阿波市御所財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 議案第 4 8 号 令和 3 年度阿波市水道事業会計決算認定について
- 日程第 10 議案第 4 9 号 令和 4 年度阿波市一般会計補正予算（第 5 号）について
- 日程第 11 議案第 5 0 号 令和 4 年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 12 議案第 5 1 号 令和 4 年度阿波市農業集落排水事業特別会計補正予算

(第1号)

日程第13 議案第52号 阿波市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

日程第14 議案第53号 阿波市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

日程第15 議案第54号 阿波市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

日程第16 議案第55号 阿波市工場立地法地域準則条例の一部改正について

○議長（笠井一司君） 次に、日程第2、議案第41号令和3年度阿波市一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第16、議案第55号阿波市工場立地法地域準則条例の一部改正についてまでの計15件を一括議題といたします。

これより議案に対する質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第41号から議案第55号までについては、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付いたしてあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会、決算審査特別委員会に付託いたします。

各常任委員会、決算審査特別委員会におかれましては、第3回阿波市議会定例会日割り表に基づいて委員会を開催され、付託案件について審査されますようお願いいたします。

お諮りいたします。

議事の都合により、12日は休会といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井一司君） ご異議なしと認めます。よって、12日は休会とすることに決定いたしました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次回の日程を報告いたします。

13日午前9時30分から決算審査特別委員会、14日午前10時から総務常任委員会、15日午前10時から文教厚生常任委員会、16日午前10時から産業建設常任委員会です。

なお、次回の本会議は、9月22日午前10時に再開いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

午後3時46分 散会